

令和元年度環境省委託業務報告書

令和元年度石綿ばく露者の
健康管理に係る試行調査（北九州市）
委託業務報告書

令和2年3月

北九州市

目次

項目	頁
I. 委託業務の目的	1
II. 委託業務の実施場所	1
III. 委託業務の実施期間	1
IV. 委託業務の実施方法	1
1. 調査対象者	1
2. 調査実施体制	2
(1) 北九州市	2
(2) 検査機関	2
(3) 精密検査機関	2
3. 調査方法	2
(1) 石綿ばく露者の健康管理の試行	2
(ア) 広報活動	2
(イ) 受付、問い合わせ対応	3
(ウ) 石綿ばく露の聴取	3
(エ) 石綿ばく露の評価	3
(エ)ー1 胸部CT検査	3
(エ)ー2 読影	4
(オ) 精密検査	5
(カ) 保健指導	5
(カ)ー1 保健指導の実施方法	5
(カ)ー2 保健指導の内容	5
(カ)ー3 受診カードの配布	5
(キ) 調査対象者のフォローアップ	5
(ク) 講習会への参加	5
(2) 効果的・効率的に健康管理を実施するための調査・検討	6
(ア) 健康管理の試行に伴う課題の抽出	6
(イ) 調査対象者の健康不安の変化の調査	6
(3) 委託業務報告	6～7
(ア) 令和元年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（北九州市）報告	別添1
(イ) 実施方法の流れ	別添2
(ウ) 実施体制及び課題と取り組み事例	別添3
(エ) 参考資料	別添4

I. 委託業務の目的

環境省では、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を行うため、平成18年度から平成26年度において、調査への協力が得られた地方公共団体に居住していた住民等に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施することにより、石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の所見の有無と健康影響との関係に関する知見を収集してきた。（北九州市においては、平成21年度以降実施。）（以下「石綿の健康リスク調査」という）

石綿の健康リスク調査により一定の知見が得られたことから、平成27年度以降は、石綿検診（仮称）の実施を見据えたモデル事業である石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（以下「試行調査」という）を実施することを通じて、実施主体・既存検診（肺がん検診等）との連携方法・対象者・対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用等の課題等について調査検討を行った。

II. 委託業務の実施場所

北九州市保健福祉局保健衛生部保健予防課 等
福岡県北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号 等

III. 委託業務の実施期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

IV. 委託業務の実施方法

1. 対象者

原則として、次の①～④全てを満たす者を対象者とする。

- ① 現在北九州市に居住している者
- ② 昭和57年以前に埼玉県（さいたま市）に居住していた者
または、過去に東京都（大田区）に居住していた者
または、平成元年以前に神奈川県（横浜市鶴見区）に居住していた者
または、平成元年以前に岐阜県（羽島市）に居住していた者
または、平成2年以前に、大阪府（大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、東大阪市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町）に居住していた者
または、昭和30年から50年に兵庫県（尼崎市）に居住していた者
または、過去に兵庫県（神戸市、西宮市、芦屋市、加古川市、宝塚市）に居住していた者
または、平成元年以前に奈良県に居住していた者
または、昭和33年から61年に佐賀県（鳥栖市）に居住していた者
- ③ 北九州市が検査を実施する医療機関等で検査を受けることができる者
- ④ 本調査の内容を理解し、調査の協力を同意する者

ただし、上記の条件に該当する者であっても、労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得している又は交付要件に該当している者、石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることができる者、石綿関連疾患が原因で医療機関を受診している者は、継続的に石綿関連疾

患に係る健康管理が行われていることから、本調査の対象外とした。
対象者数は105名であった。

2. 調査実施体制

(1) 北九州市

北九州市は、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査計画書における実施方法①を環境省の委託を受けて実施した。

北九州市は、地域住民に対しての調査への参加募集に関する広報等の実施受付、石綿ばく露者の聴取、検査（胸部CT検査）、読影（1次読影、2次読影）、保健指導、精密検査、対象者のフォローアップを行い、試行調査の実施によって明らかになった実務的な課題や対応方策等を取りまとめ、結果を集計し、環境省に報告した。

これらの業務は、指定医療機関での検査を除き、正規職員1名及び非正規雇用の専従者5名の最大6名によって実施した。

(2) 検査機関

胸部CT検査・読影・保健指導について、北九州市が指定する下記の市内5医療機関との委託契約によって実施した。

医療機関

- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院門司メディカルセンター
- ・ 一般財団法人西日本産業衛生会
- ・ 産業医科大学病院
- ・ 北九州市立門司病院

(3) 精密検査機関

指定する下記の市内1医療機関と委託契約した。

医療機関

- ・ 北九州市立門司病院

3. 調査方法

(1) 石綿ばく露者の健康管理の試行

(ア) 広報活動

北九州市は、募集に関して、石綿の健康リスク調査の参加者及び試行調査の参加者への参加案内状の送付に加えて、市広報誌、市内医療機関でのポスター掲示、対象地域自治会

でのチラシ回覧、市民センター等へのチラシの配布などの広く周知し、新規の調査参加者の募集を行った。

(イ) 受付、問い合わせ対応

北九州市は電話、文書等による、調査希望者からの参加受付や問合せに対応した。

(ウ) 石綿ばく露の聴取

北九州市は、対象者に対し、本調査事業の説明を行った上で同意書（別添4 P8）により調査協力に対する同意をとり、調査登録を行った。

なお、同意書について説明する時は「VI. 倫理的事項1. インフォームドコンセント」に注意した。

次に、北九州市は質問票を用いて、対象者の呼吸器疾患等の既往歴、本人・家族の職歴、居住歴、通学歴、喫煙の有無などを詳細に把握し、下記のばく露歴ア～オに分類した。

ただし、平成26年度以前に石綿の健康リスク調査に参加している者や過去に石綿ばく露の聴取を行った者については継続質問票により、自覚症状等を確認した。

石綿ばく露の聴取を行うにあたっては、石綿に関する健康管理等専門家会議による「石綿ばく露歴把握のための手引き～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～平成18年10月」などを参考にし、十分な知識を持った者が対応した。

ばく露歴の分類

- ア. 直接石綿を取り扱っていた職歴がある者（直接職歴）
- イ. 直接ではないが、職場で石綿ばく露した可能性のある職歴がある者（間接職歴）
- ウ. 家族に石綿ばく露の明らかな職歴がある者で作業具を家庭内に持ち帰ることなどによる石綿ばく露の可能性が考えられる者（家庭内ばく露）
- エ. 職域以外で石綿取扱い施設や吹き付け石綿の事務室等に立ち入り経験がある者（立ち入り等）
- オ. 上記ア～エ以外のばく露の可能性が特定できない者（居住地や学校・職場等の周辺に石綿取扱い施設がある場合も含む）（その他）

(エ) 石綿ばく露の評価

(エ) - 1 胸部CT検査

初回受診時（平成26年度以前に石綿の健康リスク調査に参加していた者については、健康リスク調査の参加も回数に含める。）の石綿ばく露の聴取の結果、石綿ばく露の可能性が認められる場合には、胸部CT検査を実施した。

2回目以降の受診者については、対象者が希望する場合には、北九州市の判断により年1回に限り、胸部CT検査の対象とすることができるものとした。ただし、北九州市は、石

綿関連疾患のリスクの低い参加者が繰り返し胸部CT検査を受けないように注意し、また、胸部CT検査を実施する際、北九州市は、胸部CT検査の有効性やその放射線被ばくの影響等を対象者に丁寧に説明し、対象者の同意を得たうえで実施した。なお、胸部CT検査は、マルチスライスCTを使用し、以下の条件で実施した。

(胸部CT検査の撮影条件)

スライス厚（検出器厚）	10mm以下
再構成間隔	10mm以下
被ばく放射線量	概ね1mSv以下とし、画質を考慮してさらにできる限りの被ばく低減に努める。

※ 施設の条件により、概ね1mSv以下にすることが難しい場合、可及的に被ばく量の低減に努める。

※ 撮影条件については、日本CT検診学会の肺がん検診CTガイドラインにある「肺癌検診用MDCT (multidetector-row CT) 撮影マニュアルの作成 平成17年度技術部会報告(要約版)」を参考にする。

(エ) - 2 読影

北九州市は石綿ばく露や石綿関連疾患について十分な知識を持った複数の専門家により、以下に示す画像所見①～⑨の有無を確認した。

画像所見

- ① 胸水貯留
- ② 胸膜プラーク（限局性の胸膜肥厚）
- ③ びまん性胸膜肥厚
- ④ 胸膜腫瘍（中皮腫）疑い
- ⑤ 肺野の間質影
- ⑥ 円形無気肺
- ⑦ 肺野の腫瘤状陰影（肺がん等）
- ⑧ リンパ節の腫大
- ⑨ その他の所見（陳旧性結核病変など①～⑧以外の所見）

胸部CT及び胸部X線画像の読影について、読影は北九州市が指定した5医療機関で実施した。

胸部X線画像は肺がん検診等で撮影した画像を取り寄せ、読影した。また、読影を行う際は、撮影日からなるべく間を空けずに実施するよう努めた。

なお、肺がん検診等の既存検診や職場検診等で胸部X線検査を受ける機会が全くない対象者の参加はなかった。

(オ) 更なる検査（精密検査）

読影の結果、石綿関連疾患（中皮腫、石綿による肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）が疑われた者は、いなかった。

（カ）保健指導

（カ）－ 1 保健指導の実施方法

北九州市は、対象者の健康管理に役立てるため、対象者に対し保健指導を行った。試行調査に初めて参加する対象者には、石綿ばく露聴取時に看護師を以って全員に対面で保健指導を行った。過去に試行調査において保健指導を受けた対象者についても、可能な限り、対面での保健指導を行った。対面での保健指導ができないと認められる場合には電話での実施とした。さらに石綿ばく露の評価がなされた後、結果通知時に全員に文書によって保健指導を行った。

（カ）－ 2 保健指導の内容

○更なる検査（精密検査）が必要とされた者

今年度は、該当者はいなかった。

○更なる検査（精密検査）の必要がないとされた者

「石綿ばく露者の健康管理に関する保健指導マニュアル（平成 29 年 3 月環境省環境保健部石綿健康被害対策室）」を参考にし、今後は肺がん検診等を活用した定期的な健康管理に努めるよう説明した。

（カ）－ 3 受診カードの配布

対象者の健康管理を把握するために、対象自治体等の判断により、肺がん検診等を活用した定期的な健康管理が必要とされた者に対して、受診カード（別添 4 P20）を配布した。

受診カードには、①氏名、②住所、③問合せ先、④肺がん検診受診勧奨文、⑤肺がん検診実施機関へのお願い、⑥肺がん検診受診歴等、⑦その他を記載した。

（キ）対象者のフォローアップ

「受診カード」を配布した者に対しても、毎年の肺がん検診等の受診状況及び受診結果を把握し、未受診者に受診勧奨を行った。

（ク）講習会への参加

北九州市は本試行調査にかかる読影を行う医師 2 名を環境省主催の読影講習会）に、参加させた。また自治体の担当者を環境省主催の自治体連絡会議や石綿ばく露者の健康管理に関する検討会等に参加させた。

(2) 効果的・効率的に健康管理を実施するための調査・検討

(ア) 健康管理の試行に伴う課題の抽出

北九州市は、北九州市の担当者、医療機関の担当者、対象者等に対して、ヒアリング調査又はアンケート調査等を実施することにより健康管理の試行に伴う①～⑩の課題について抽出した。

- ① 実施体制に関する課題
 - ・ 行政機関、医療機関、対象者との連絡調整 等
- ② 既存の検診事業との連携に関する課題
 - ・ 既存の検診事業で実施する胸部 X 線検査の画像を活用すること 等
- ③ 人員・施設等の確保に関する課題
 - ・ 読影を行う石綿の専門家
 - ・ 胸部 CT 検査等を実施する医療機関 等
- ④ 対象者に関する課題
 - ・ 年齢・性別・石綿ばく露歴を踏まえた対象者の選定 等
- ⑤ 調査対象地域に関する課題
 - ・ 北九州市における石綿ばく露地域の考え方 等
- ⑥ 検査内容・検査頻度に関する課題
 - ・ 対象者や前回の検査結果等に応じた検査の頻度
 - ・ 胸部 X 線検査等の画像の取扱い 等
- ⑦ 結果の通知及び保健指導に関する課題
 - ・ 石綿関連所見が見つかった場合、見つからなかった場合の対応 等
- ⑧ 費用に関する課題
 - ・ 既存の検診事業に係る費用負担の在り方
 - ・ 石綿対策の専門家の招へいに係る費用
 - ・ 画像データ等、健康管理を通じて得られた情報の保存に係る費用 等
- ⑨ 精度の管理に関する課題
 - ・ 検査や読影、データ管理等の精度管理の方法、事業評価の方法 等
- ⑩ その他、健康管理の試行に伴って生じた課題

(イ) 対象者の健康不安の変化の調査

「平成 31 年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査等に関する検討調査業務」の請負調査で実施する対象者の健康不安の変化及び変化の要因等についての調査に協力した。

(3) 委託業務報告

- (ア) 令和元年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（北九州市）報告・・・別添 1
- (イ) 実施方法の流れ・・・別添 2
- (ウ) 実施体制及び課題と取り組み事例・・・別添 3

(エ) 参考資料(使用した様式等)・・・別添 4

(エ) ー① 受診勧奨送付文書

- ①ー1 案内文・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- ①ー2 調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- ①ー3 受診勧奨アンケート・・・・・・・・・・ P3

(エ) ー② 広報

- ②ー1 募集チラシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- ②ー2 ポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

(エ) ー③ 参加者宛文書

③ー1 新規参加者送付

- ・送付書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- ・調査説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- ・同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
- ・質問票(初回用)・・・・・・・・・・ P9~P11
- ・会場案内・・・・・・・・・・ P12~P13

③ー2 2回目以降参加者送付

- ・送付書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14
- ・調査説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
- ・同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
- ・会場案内・・・・・・・・・・ P17~P18

③ー3 面談時配布

- ・肺がん検診問診票・・・・・・・・・・ P19
(2回目以降の参加者は、試行調査質問票を兼ねる)
- ・受診カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
- ・肺がん検診のご案内・・・・・・・・・・ P21
- ・胸部CT検査のご案内・・・・・・・・・・ P22
- ・読影チェックリスト・・・・・・・・・・ P23
- ・各種リーフレット・・・・・・・・・・ P24~P26

③ー4 検診終了後配布

- ・胸部CT検査受診者宛 結果通知文・・・・・・・・ P27
- ・肺がん検診のみの受診者用・・・・・・・・ P28

令和元年度 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査報告

表1: 令和元年度の項目別対象者数

申込者数	105
石綿ばく露の聴取を受けた者(受診者)	105
胸部CT検査を受けた者	84
うち 肺がん検診等を受けた(胸部X線画像を読影した)者	84
うち 試行調査対象外の方法で胸部X線画像を取得し、読影した者	—
要精密検査とされた者	0
うち 石綿関連疾患(疑い)で要精密検査とされた者	0
保健指導を受けた者	105
令和元年度に受診カードを配布した者	20

表2: 平成27～30年度の受診カード等[※]配布者についての令和元年度の状況

平成27年度～平成30年度の受診カード配布者数	189
①令和元年度の試行調査で胸部CT検査を受けた者	65
②令和元年度の試行調査に参加し、既存検診(肺がん検診等)のみを受けた者(胸部CT検査は受けなかった者)	16
③令和元年度の試行調査には参加せず、その他の検診等で検査を受けた者	26
④令和元年度は、検査を全く受けなかった者 (①～③及び⑤に該当しない者)	0
⑤令和元年度の検査受診の有無を確認できなかった者	82

※ 受診カード等: 氏名、住所、問い合わせ先、肺がん検診受診勧奨文、肺がん検診等実施機関へのお願い、肺がん検診等受診歴が記載されているもの

表3:令和元年度 石綿ばく露の聴取を受けた者の年齢階層別人数 (単位:人)

	男性		女性		合計	
40歳未満		0.0%		0.0%		0.0%
40～49歳	4	7.3%	4	8.0%	8	7.6%
50～59歳	5	9.1%	1	2.0%	6	5.7%
60～69歳	14	25.5%	14	28.0%	28	26.7%
70～79歳	27	49.1%	26	52.0%	53	50.5%
80～89歳	5	9.1%	5	10.0%	10	9.5%
90歳以上		0.0%		0.0%		0.0%
合計	55	100.0%	50	100.0%	105	100.0%

表4:石綿ばく露の聴取を受けた者のばく露歴集計表 (単位:人)

ばく露歴 ばく露歴分類	ばく露歴					小計	合計
	ア.直接職歴あり	イ.間接職歴あり	ウ.家庭内ばく露あり	エ.立入・屋内環境ばく露あり	オ.その他		
ア	●					9	36
	●	●				1	
	●		●			0	
	●			●		1	
	●				●	10	
	●	●	●			0	
	●	●		●		0	
	●	●			●	0	
	●		●	●		2	
	●		●		●	4	
	●	●	●	●		0	
	●	●	●		●	0	
	●	●	●	●	●	4	
	●	●	●	●	●	0	
イ		●				2	8
		●	●			0	
		●		●		0	
		●			●	2	
		●	●	●		1	
		●	●		●	1	
		●	●	●	●	1	
ウ			●			7	22
			●	●		0	
			●		●	14	
			●	●	●	1	
エ				●		6	14
				●	●	8	
オ					●	25	25
合計※	36	9	35	30	76	105	105

※ 縦計については、重複計上により算定。

表5：令和元年度に個別案内を送った者の胸部CT検査の受診状況等

試行調査への参加	個別案内の有無	胸部CT検査受診の有無	計
試行調査 参加	個別案内有	胸部CT検査を受けた者	67
		胸部CT検査を受けなかった者	20
	個別案内無	胸部CT検査を受けた者	17
		胸部CT検査を受けなかった者	1
試行調査 不参加	個別案内有	不参加	127

表6：表5における胸部CT検査を受けた者の内訳

個別案内の有無	過去の検査結果	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	小計	合計
個別案内有	過去所見 [※] 有	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	13	16	67
	過去所見無	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	3	21	22	51	
個別案内無	過去所見有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	過去所見無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
合計		0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	4	23	35	68	

※ 胸水貯留、胸膜プラーク、びまん性胸膜肥厚、胸膜腫瘍、肺野の間質影、円形無気肺、肺野の腫瘤状陰影、リンパ節の腫大（①～⑧）

表7-1 年齢階層・性別検査所見

(単位:人)

		合計	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上
画像検査 受診者	合計	84	0	6	5	21	42	10	0
	男性	48	0	3	4	12	24	5	0
	女性	36	0	3	1	9	18	5	0
石綿関 連所見 (疑いを 含む)実 人数	合計	17 (2): 20.2%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	3 (1): 14.3%	8 (0): 19.0%	6 (1): 60.0%	0 (0): -
	男性	14 (2): 29.2%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	2 (1): 16.7%	8 (0): 33.3%	4 (1): 80.0%	0 (0): -
	女性	3 (0): 8.3%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 11.1%	0 (0): 0.0%	2 (0): 40.0%	0 (0): -
①胸水 貯留	小計	1 (0): 1.2%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 2.4%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	1 (0): 2.1%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 4.2%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
②胸膜ブ ラーク(胸 膜肥厚 斑)	小計	16 (2): 19.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	3 (1): 14.3%	7 (0): 16.7%	6 (1): 60.0%	0 (0): -
	男性	13 (2): 27.1%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	2 (1): 16.7%	7 (0): 29.2%	4 (1): 80.0%	0 (0): -
	女性	3 (0): 8.3%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 11.1%	0 (0): 0.0%	2 (0): 40.0%	0 (0): -
③びまん 性胸膜 肥厚	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
④胸膜 腫瘍(中 皮腫)疑 い	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
⑤肺野 の間質 影	小計	2 (0): 2.4%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	2 (0): 4.8%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	2 (0): 4.2%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	2 (0): 8.3%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
⑥円形 無気肺	小計	1 (0): 1.2%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 2.4%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	1 (0): 2.1%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 4.2%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
⑦肺野 の腫瘍 状陰影 (肺がん 等)	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
⑧リンパ 節の腫 大	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
②胸膜ブ ラーク且 つ⑤肺野 の間質 影あり	小計	2 (0): 2.4%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	2 (0): 4.8%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	2 (0): 4.2%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	2 (0): 8.3%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -

※ ()内は疑い(内数)

※ ①～⑧で複数の所見が出た者は全て計上している。①～⑧の合計は実人数とは一致しない

※ 右欄は各年齢階層別の画像検査受診者に対する有所見者の割合(疑いを含む)

※ 小数点以下第2位を四捨五入

※ 胸膜ブランク且つ肺野の間質影がある者について、2所見のうち、いずれかが「疑い」であれば、()の所見疑いに計上

表7-2 ばく露歴分類・性別検査所見

(単位:人)

		合計	ア.主に 直接職歴	イ.主に 間接職歴	ウ.主に 家庭内ばく露	エ.主に 立ち入り等	オ.その他
画像検査 受診者	合計	84	32	6	15	12	19
	男性	48	26	4	2	11	5
	女性	36	6	2	13	1	14
石綿関連所見 (疑いを含む)実 人数	合計	17 (2):20.2%	11 (2):34.4%	0 (0):0.0%	2 (0):13.3%	2 (0):16.7%	2 (0):10.5%
	男性	14 (2):29.2%	10 (2):38.5%	0 (0):0.0%	1 (0):50.0%	2 (0):18.2%	1 (0):20.0%
	女性	3 (0):8.3%	1 (0):16.7%	0 (0):0.0%	1 (0):7.7%	0 (0):0.0%	1 (0):7.1%
①胸水 貯留	小計	1 (0):1.2%	1 (0):3.1%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	男性	1 (0):2.1%	1 (0):3.8%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	女性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
②胸膜ブ ラーク(胸 膜肥厚 斑)	小計	16 (2):19.0%	10 (2):31.3%	0 (0):0.0%	2 (0):13.3%	2 (0):16.7%	2 (0):10.5%
	男性	13 (2):27.1%	9 (2):34.6%	0 (0):0.0%	1 (0):50.0%	2 (0):18.2%	1 (0):20.0%
	女性	3 (0):8.3%	1 (0):16.7%	0 (0):0.0%	1 (0):7.7%	0 (0):0.0%	1 (0):7.1%
③びまん 性胸膜 肥厚	小計	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	男性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	女性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
④胸膜 腫瘍(中 皮腫)疑 い	小計	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	男性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	女性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
⑤肺野 の間質 影	小計	2 (0):2.4%	1 (0):3.1%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	1 (0):8.3%	0 (0):0.0%
	男性	2 (0):4.2%	1 (0):3.8%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	1 (0):9.1%	0 (0):0.0%
	女性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
⑥円形 無気肺	小計	1 (0):1.2%	1 (0):3.1%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	男性	1 (0):2.1%	1 (0):3.8%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	女性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
⑦肺野 の腫瘍 状陰影 (肺がん 等)	小計	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	男性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	女性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
⑧リンパ 節の腫 大	小計	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	男性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
	女性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%
②胸膜ブ ラーク且 つ⑤肺野 の間質 影あり	小計	2 (0):2.4%	1 (0):3.1%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	1 (0):8.3%	0 (0):0.0%
	男性	2 (0):4.2%	1 (0):3.8%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	1 (0):9.1%	0 (0):0.0%
	女性	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%	0 (0):0.0%

※ ()内は疑い(内数)

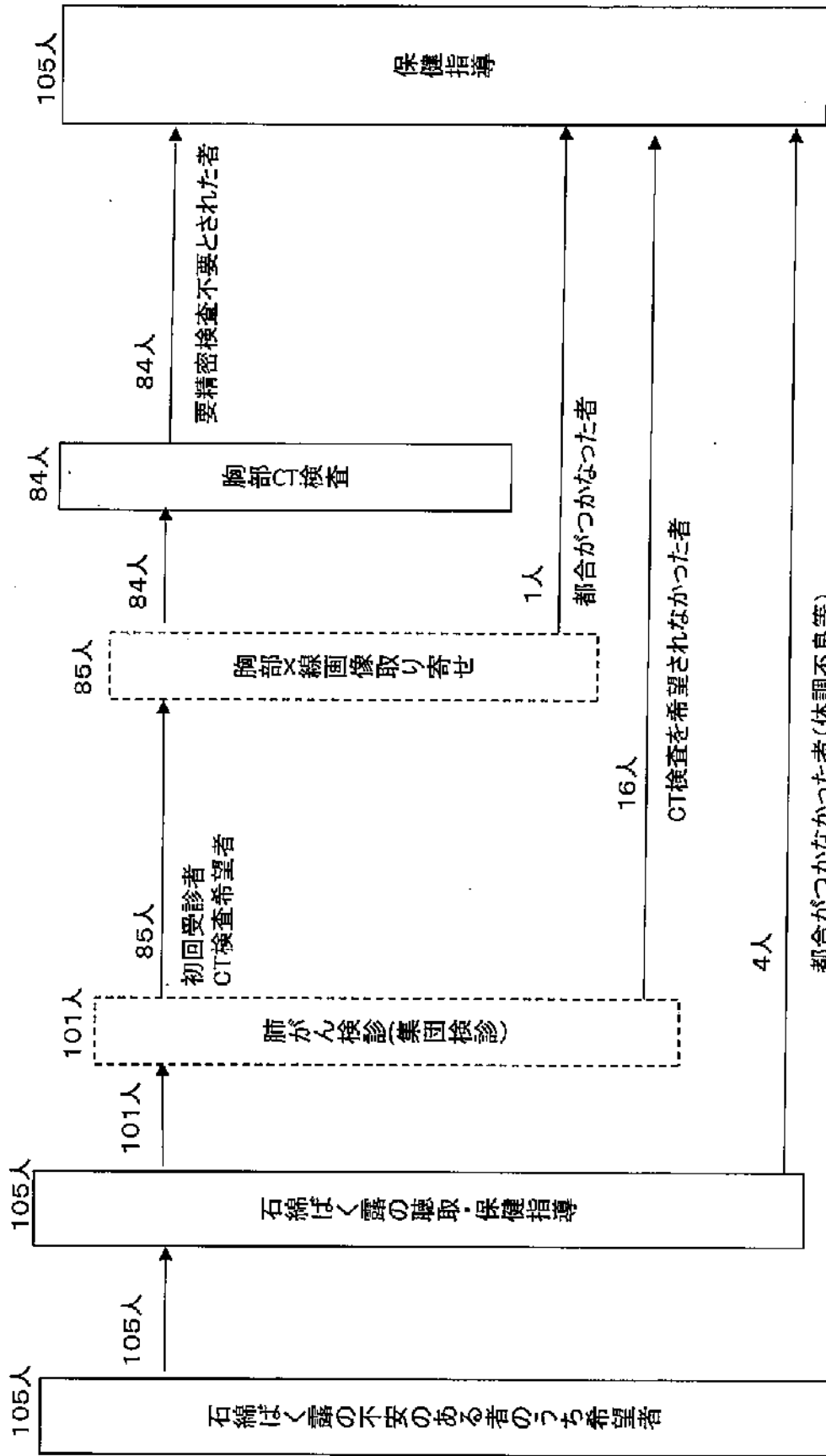
※ ①~⑧で複数の所見が出た者は全て計上している。①~⑧の合計は実人数とは一致しない

※ 右欄は各ばく露歴別の胸部CT受診者に対する有所見者の割合(疑いを含む)

※ 小数点以下第2位を四捨五入

※ 胸膜ブランク且つ肺野の間質影がある者について、2所見のうち、いずれかが「疑い」であれば、()の所見疑いに計上

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(北九州市) 実施方法の流れ



石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（北九州市） 実施体制及び課題と取り組み事例

実施体制

＜実施体制＞

1 実施担当課

北九州市保健福祉局保健衛生部保健予防課公害保健係

2 実施人材（委託分は除く）

	主担当	3名	（うち非正規	2名	）
	副担当	3名	（うち非正規	3名	）
受付		1名		一人あたりの平均所要時間	53.2時間
石綿ばく露の聴取		3名		一人あたりの平均所要時間	20.3時間
胸部CT検査		3名		一人あたりの平均所要時間	21.3時間
保健指導		3名		一人あたりの平均所要時間	17.5時間
その他		3名		一人あたりの平均所要時間	1015.0時間
	（契約・報告書の作成等の事務）				

2.1 実施人材（事務）に関する課題

2.1.1 実施に必要な人員の確保

取り組み事例又は対応できなかった理由
石綿ばく露歴の聴取及び保健指導を行う専任従事者について、継続した人材を確保できた。

2.1.2 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	

実施体制

3 実施時期（募集～保健指導までの日）

2019/4/1

～

2020/1/31

募集～保健指導の実施時期の概要

4月	5月	6月
<ul style="list-style-type: none"> 1日：保健指導会場予約 9日：保健指導従事者への依頼 11日：医師会、肺がん健診実施機関及び指定医療機関関係機関へ協力依頼 10日：市広報誌掲載依頼（6/1号） 17日：過去受診者の参加勧奨アンケート送付（※面談日決定）同意書等送付～8月31日 	<ul style="list-style-type: none"> 2日：市広報誌掲載依頼（6月15日号） 14日：門司区自治会へ募集周知依頼 18日：募集チラシ及びポスターの発注、 25日：過去受診者の参加勧奨アンケートメー切（※面談日等決定、同意書等送付-8月31日）関係機関へ広報依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌（6/1、6/15号）に募集記事掲載 1日：募集チラシ及びポスターの配布 5日：新規者申込受付開始～8月31日 6日：保健指導開始（石綿ばく露歴の聴取、医療機関日程調整）～9月6日 16日：肺がん検診受診開始～9月25日
7月	8月	9月
<ul style="list-style-type: none"> ・肺がん検診（各地域、集団検診） ・肺がん検診結果通知（検診機関） ・肺がん検診の画像データ取得及び指定医療機関への持込 ※ 委託契約後 2日：指定医療機関との委託契約胸部CT検査開始～11月14日 26日：市広報誌に転居者調査の掲載依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導の実施（週3日） ・肺がん検診受診（各地域、集団検診） ・肺がん検診結果通知（検診機関） ・肺がん検診の画像データ取得及び指定医療機関への持込 ・指定医療機関での胸部CT検査受診 31日：参加申込の受付終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・転居者調査市広報誌掲載（9/1号） ・肺がん検診受診（各地域、集団検診） ・肺がん検診結果通知～検診機関 ・肺がん検診の画像データ取得及び指定医療機関への持込 ・指定医療機関での胸部CT検査受診 ・胸部CT検査受診者あて結果通知、文書及び電話による保健指導
10月	11月	12月
<ul style="list-style-type: none"> ・肺がん検診受診（各地域、集団検診） ・肺がん検診の画像データ取得及び指定医療機関への持込 ・指定医療機関での胸部CT検査受診 ・指定医療機関での胸部CT検査受診 ・胸部CT検査受診者あて結果通知、文書、電話による保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・肺がん検診のみ受診者への文書での保健指導 ・胸部CT検査受診者あて結果通知、文書、電話による保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・胸部CT検査受診者あて結果通知、文書、電話による保健指導
1月	2月	3月
<p>※ 業務報告書作成(1月31日締め切り)</p>		

4 試行調査に関する委託業務

委託先	委託内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院 ・ 独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院 門司メディカルセンター ・ 一般財団法人西日本産業衛生会・産業医科大学病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肺がん検診の胸部X線画像（データ）の読影 ・ 胸部CT検査撮影及び読影、評価、結果報告
<ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州市立門司病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肺がん検診の胸部X線画像（データ）の読影 ・ 胸部CT検査撮影及び読影、評価、結果報告 ・ 精密検査、結果報告

実施体制

5 事業スキーム

5.1 実施日数

(受付、石綿ばく露の聴取、胸部CT検査、肺がん検診※、保健指導まで、受診者に足を運んでもらう回数)

1日
 2日
 3日
 4日
 5日
3日

※ その他の検診等から胸部X線画像を取り寄せる場合を除く

5.2 実施項目

■ 受付

何日目の実施か

実施場所

名称：

- | | |
|---|----------------|
| ① | 北九州市総合保健福祉センター |
| ② | |
| ③ | |
| ④ | |
| ⑤ | |

場所の選定理由：

本調査の担当部署（保健福祉局保健衛生部保健予防課公害保健係）が配置されている場所であるため、文書及び電話での受付において、人員、設備面で対応が可能である。

※ 場所によって理由が異なる場合は、個別に記載

■ 石綿ばく露の聴取

何日目の実施か

1日目

実施場所

名称：

- | | |
|---|----------------|
| ① | 北九州市門司生涯学習センター |
| ② | 北九州市総合保健福祉センター |
| ③ | |
| ④ | |
| ⑤ | |

場所の選定理由：

- ① ⇒ 調査対象地域の中央に位置しており、参加者の大半が門司区内の居住者であるため、受診者の利便性を考慮し選定。

② ⇒ 本調査の担当部署が配置されており、上記①の会場に来られない参加希望者（門司区外に居住等）に対応するため。

※ 場所によって理由が異なる場合は、個別に記載

実施体制

■ 胸部CT検査

何日目の実施か

3日目

実施場所

名称：

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | 独立行政法人労働者安全機構 九州労災病院 |
| ② | 独立行政法人労働者安全機構 九州労災病院 門司メディカルセンター |
| ③ | 一般財団法人 西日本産業衛生会 |
| ④ | 産業医科大学病院 |
| ⑤ | 北九州市立門司病院 |

場所の選定理由：

- ・ 対象者の胸部X線検査の読影及び胸部CT検査が可能であること。
- ・ アスベスト専門外来やアスベスト検診を実施していること。
- ・ 前調査で北九州市石綿健康リスク調査専門委員会の委員を選出していたため。

※ 場所によって理由が異なる場合は、個別に記載

■ 保健指導

何日目の実施か（1日目～5日目）

1日目

実施場所

名称：

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① | 北九州市門司生涯学習センター（石綿ばく露歴聴取時に実施）1日目 |
| ② | 胸部CT検査を実施する指定医療機関（医師による結果説明、保健指導）2 |
| ③ | 北九州市総合保健福祉センター（文書、電話による保健指導） |
| ④ | |
| ⑤ | |

場所の選定理由：

- ① ⇒ 前回受診時の所見結果をもとに面談時、指導も同時に行っているため。
- ② ⇒ 胸部CT検査受診時に、医師が検査結果等を受診者に説明するため。
- ③ ⇒ 所見結果の通知（文書送付）、また電話による保健指導を行うため。

※ 場所によって理由が異なる場合は、個別に記載

■ 胸部X線検査（肺がん検診等からの取り寄せ）

肺がん検診から胸部X線画像を取り寄せる場合

いずれの項目と同時に実施しているか。またその理由

（受付、石綿ばく露の聴取、胸部CT検査、保健指導）

項目：

理由：

同時に実施していない。			

その他：

実施体制

(同時に実施していない場合) どのタイミングで実施しているか。また、その理由

項目：	胸部CT検査までに			
理由：	本市の肺がん検診は、地域ごとに日程が決められた集団検診であり、また、胸部CT検査は他医療機関に別途委託していることから、同時実施が困難であるため。 注) 調査参加者の肺がん検診受診を確認した後、肺がん検診実施機関に対して画像データ作成を依頼し、胸部CT検査の受診日までに指定医療機関に届けている。			
その他：				

試行調査に合わせて既存の肺がん検診のスキームのアレンジを行ったか。
 行った場合は、行った内容とその理由を記載。

	行っていない
内容：	
理由：	
その他：	

その他の検診等から胸部X線画像を取り寄せる場合

どのタイミングで実施しているか。また、その理由

理由：	該当なし		
その他：			

実施体制

5.3 事業スキームに関する課題及び取り組み事例

5.3.1 受診者の来所回数削減のための対応

取り組み事例又は対応できなかった理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿ばく露歴の聴取時（面談）において、前年度に郵送で送った受診結果に係る再確認も含めて 保健指導を行うことで、結果通知後に再面談に伴う双方の負担を軽減している。 ・ 石綿ばく露歴の聴取時に肺がん検診の問診票を記入し、肺がん検診の受診当日に持参してもらうことで、肺がん検診の待ち時間の短縮（参加者の負担軽減）に努めている。

5.3.2 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	

対象者・対象地域

＜周知＞

1 周知方法と周知時期

- 1.1 一般周知（複数回答可）
- 広報誌 ホームページ
 - チラシ 新聞折り込み
 - その他 実施していない

	周知方法	周知時期
	広報誌	6月1日号掲載、6月15日号掲載
	チラシ	6月3日～8月31日
その他	ポスター	6月3日～8月31日

1.2 個別周知（複数回答可）

■ 周知対象者

- 過去の検査結果での所見の有無を問わず周知

	下記①～④(複数回答可)	具体的な内容
周知方法	①	調査への参加勧奨（意向確認）と健康状態確認のアンケート
周知時期	①	4月中旬～5月末

- 過去の検査結果で所見があった者に周知

	下記①～④(複数回答可)	具体的な内容
周知方法	—	
周知時期	—	

- 医療機関等の先生からの指示があった者に周知

	下記①～④(複数回答可)	具体的な内容
周知方法	—	
周知時期	—	

- その他の者(具体的に内容も記載)に周知

	下記①～④(複数回答可)	具体的な内容
周知対象者	—	
周知方法	—	
周知時期	—	

周知方法	周知時期
① 案内文書の郵送	① 事業実施年度
② 電話	② 前回参加の結果報告時
③ その他	③ その他
④ 実施していない	④ 実施していない

対象者・対象地域

2 実施者（複数回答可）

正職員 非正規職員 委託

非正規職員
正職員

その他

3 周知に関する課題及び取り組み事例

課題	取り組み事例
調査対象に該当すると思われる方への周知	重点周知地区の自治会あて調査の目的及び概要等を説明し、周知への協力を依頼。
同上	各区役所の福祉相談窓口に対する説明を行い、組織内の連携強化に努めている。

<申し込み>

1 実施時期

2019/6/3

~

2019/8/31

2 実施者（複数回答可）

正職員 非正規職員 委託

非正規職員
正職員

3 実施方法（複数回答可）

電話 FAX 郵便 インターネット 窓口

電話
郵便

その他

2回目以降の参加希望者には、個別で文書勧奨 期限5月中旬

4 申し込み方法に関する課題及び取り組み事例

課題	取り組み事例
現状なし	

石綿ばく露の聴取

1 実施時期（複数回答可）

決められた日 受診者任意の日

受診者任意の日

2 実施者

事務 (正規 非正規 委託)
 保健師 (正規 非正規 委託)
 看護師 (正規 非正規 委託)
 医師 (正規 非正規 委託)
 その他 () (正規 非正規 委託)

看護師

(その他)

非正規		

3 石綿ばく露の聴取に関する課題及び取り組み事例

3.1 石綿ばく露の記憶が曖昧なため、聴取が難しい場合の対応

取り組み事例又は対応できなかった理由
参加申込者には、石綿ばく露歴等の質問票をあらかじめ郵送で送付することで、自宅で保有する資料等を参考にすることが可能となり、面談時には、わかる範囲で既に記載された質問票を持参してもらっている。

3.2 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

石綿ばく露の評価（検査）

<胸部CT検査>

1 実施方法

1.1 実施日（複数回答可）

<input type="checkbox"/> 集団（決められた日）	<input type="checkbox"/> 個別（任意で受診できる日）	個別
（場所の選択）		
（場所の選択）		可

1.2 画像の形式（複数回答可）

<input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> デジタル <input type="checkbox"/> 確認困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	デジタル
（その他）	

2 胸部CT検査に関する課題及び取り組み事例

2.1 医療機関の確保

取り組み事例又は対応できなかった理由
市内5医療機関と委託契約を締結

2.2 胸部CT検査の受診を試行調査初年度のみ留めるための取り組み

取り組み事例又は対応できなかった理由
<small>本市試行調査の胸部X線検査は、「結核・肺がん検診」として委託契約している既存検診（無料）を活用しているが、当該検診では「異常なし」又は「要精密検査」として結果のみが通知されており、詳細な所見が記載されていないため、過去に石綿所見を指摘された者や石綿ばく露に不安を持っている者は、初回のみCT検査では、不安解消につながらず、2回目以降もCT検査での経過観察を強く希望されるため。</small>

2.3 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

石綿ばく露の評価（検査）

<胸部X線画像の取り寄せ>

1 肺がん検診からの取り寄せ

1.1 肺がん検診機関からの取り寄せ方法

■ 依頼方法

- 自治体が肺がん検診機関に依頼
- 受診者本人が肺がん検診機関に依頼
- 胸部CT検査機関と肺がん検診実施機関が同一のため、取り寄せ依頼が発生しない
- その他

	自治体が医療機関から取り寄せ
(その他)	

■ 読影先への胸部X線画像の送付方法（取り寄せ依頼が発生する場合）

- 肺がん検診機関から読影先に送付
- 本人が読影先に送付または持参
- その他

	自治体がCT検査機関へ持ち込んでいる。
(その他)	

■ 胸部CT検査機関と肺がん検診実施機関を同一の機関で行う事が可能か。

(取り寄せが発生する場合)

- 可
- 不可

	不可
その理由：	・既存の肺がん検診は、集団検診であり、CT検査は同時に実施できない。 ・CT検査を実施する指定医療機関での胸部X線撮影は可能であるが、新たな支出が発生する。 （胸部X線撮影の機会のない者に対して、環境省の実施要領に基づき、指定医療機関で撮影が可能としたが、該当者はいなかった。）

(可能な場合は、可能であるが行わない理由。不可能な場合は不可能な理由)

■ 肺がん検診の実施部署

- 試行調査実施部署と同じ
- 試行調査実施部署と別

試行調査実施部署と別

1.2 肺がん検診の実施日

- 集団（決められた日）
- 個別（任意で受診できる日）

(場所の選択)

(場所の選択)

集団
可

1.3 肺がん検診の撮影条件（複数回答可）

※ 直接、間接が混在していることは確認できるが、全てを把握する事が実務上困難な場合は、直接撮影・間接撮影・確認困難それぞれ選択。

- 直接撮影
- 間接撮影
- 確認困難
- その他 ()

直接撮影

(その他)

石綿ばく露の評価（検査）

1.4 肺がん検診の画像の形式（複数回答可）

- フィルム デジタル 確認困難 その他（ ）

※ フィルム、デジタルが混在していることは確認できるが、全てを把握する事が実務上困難な場合は、フィルム・デジタル・確認困難それぞれ選択。

集団	デジタル
個別	

（その他）

2 その他の検診からの取り寄せ

2.1 その他の検診からの取り寄せ方法

■ 依頼方法

- 自治体が医療機関等に依頼 受診者本人が医療機関に依頼
 その他

（その他）

自治体が医療機関に依頼

■ 読影先への胸部X線画像の送付方法（取り寄せ依頼が発生する場合）

- 医療機関等から読影先に送付 本人が読影先に送付または持参 その他

（その他）

検査実施機関へ自治体が行き、医療機関へ持ち込んでいる。

3 胸部X線画像取り寄せに関する課題及び取り組み事例

3.1

肺がん検診等との連携によって、個々の医療機関との契約等を行う手続きが発生したことによる事務量増加への対応

取り組み事例又は対応できなかった理由
該当なし

3.2 確実な胸部X線画像取り寄せに関する対応

取り組み事例又は対応できなかった理由
肺がん検診において、試行調査による受診者専用の「受診問診票」を使用することによって、肺がん検診実施機関が試行調査対象者（受診者）を簡単に特定できるようにしており、多数の肺がん検診受診者の中から該当者の画像データを抽出する手間を削減している。

石綿ばく露の評価（検査）

3.3 実施方法①と実施方法②の検査に関する準備・実施方法の事務的負担に関する意見

試行調査では既存検診との連携を模索するために、胸部X線検査では「肺がん検診」を活用しているが、当該既存の検診が一箇所集中で実施されておらず、各地域の市民センター等で複数実施している自治体では、「面談」「X線検査」「CT検査」「保健指導」を異なる日に実施することになり、参加者への負担とともに、日程調整、画像入手等に費やす事務負担が生じている。石綿ばく露に係る診断に特化した検診として別途実施する場合は、同一日に全ての手順が踏めることとなり、X線検査に係る経費（撮影から診断まで）は増加するものの、効率的な事務処理が可能になり、事務負担も軽減されることから、費用対効果を含めて検討すべきと考える。

3.4 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

<読影>

1 実施方法（複数回答可）

- 胸部CT検査実施医療機関
 その他の医療機関
 読影委員会の設置
 その他

胸部CT検査実施医療機関

その他

2 読影の実施に関する課題及び取り組み事例

2.1 石綿関連所見/疾患に詳しい医師の不足への対応

取り組み事例又は対応できなかった理由
医師会と協議の上、毎年開催される「石綿関連疾患等の診断精度向上のための読影講習会」に肺がん検診実施機関から医師を派遣（参加）してもらうことで、診断における質の向上等に努めている。

2.2 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

保健指導

<保健指導>

1 実施時期（複数回答可）

決められた日 任意で受診できる日

	任意で受診できる日
（場所の選択）	
（場所の選択）	
（場所の選択）	可

2 実施者（複数回答可）

保健師（ 正規 非正規 委託） 医師（ 正規 非正規 委託）
 その他（ ）（ 正規 非正規 委託）※ その他は職種を記載

（その他）

看護師

非正規		

3 実施方法

3.1 個別の場合

■ 実施方法と対象者

面談 電話 その他 実施していない

	実施方法	対象者
	面談	参加者全員
	電話	石綿関連所見が認められた者及び他疾患の所見が認められ受診が必要な者
その他		

■ 実施している項目とその時間

● STEP 1 ～不安の受容・ばく露状況の把握・情報提供～

- ① 参加者からの話を聞き、不安を明らかにする
- ② 石綿関連疾患の概要説明
- ③ 石綿関連所見の概要説明
- ④ 石綿関連疾患と所見の違いの説明

○ その他

	実施の有無	実施時間
① 参加者からの話を聞き、不安を明らかにする	実施	30分
② 石綿関連疾患の概要説明	実施	10分
③ 石綿関連所見の概要説明	実施	10分
④ 石綿関連疾患と所見の違いの説明	実施	10分
○ その他	可	15分

前年度の結果をふまえた所見、疾患の説明、検査の説明、検査日程の調整、検診の受け方、受診の方法の説明

保健指導

● STEP2 ～検査結果の確認～

＜要精密検査と判定された者の場合＞

⑤ 精密検査の受診勧奨

実施の有無	実施時間

○ その他

今年度、該当なし

＜所見ありの者の場合＞

⑥ 所見の補足説明

実施の有無	実施時間
実施	文書・電話

⑦ 受診カードの配布

実施	石綿ばく露歴聴取時
----	-----------

⑧ 異常がある場合は、早期に医療機関を受ける旨を伝える

実施	文書・電話
----	-------

○ その他

＜所見なしの者の場合＞

⑨ 所見が認められなかったことの説明

実施の有無	実施時間
実施	文書・電話

⑩ 受診カードの配布

実施	石綿ばく露歴聴取時
----	-----------

⑪ 異常がある場合は、早期に医療機関を受ける旨を伝える

実施	文書・電話
----	-------

○ その他

● STEP3 ～禁煙指導～

⑫ 喫煙による肺がんリスク上昇の説明

実施の有無	実施時間
実施	石綿ばく露歴聴取時

○ その他

● STEP4 ～次年度以降の受診勧奨～

⑬ 次年度以降の肺がん検診の受診勧奨

実施の有無	実施時間
実施	文書

○ その他

● STEP5 ～その他行政による支援～

⑭ 相談場所の案内

実施の有無	実施時間
実施	文書

⑮ 利用できる制度の説明

実施	文書
----	----

○ その他

石綿ばく露歴聴取時にリーフレット等を配布

	文書
--	----

保健指導

3.2 集団の場合

■ 実施方法と対象者

- 講義 ビデオ上映 その他 実施していない

	実施方法	対象者
	実施していない	
その他		

■ 実施している項目とその時間

● STEP1 ～不安の受容・ばく露状況の把握・情報提供～

- ① 参加者からの話を聞き、不安を明らかにする
- ② 石綿関連疾患の概要説明
- ③ 石綿関連所見の概要説明
- ④ 石綿関連疾患と所見の違いの説明

	実施の有無	実施時間
○ その他		

● STEP2 ～検査結果の確認～

<要精密検査と判定された者の場合>

- ⑤ 精密検査の受診勧奨

○ その他

	実施の有無	実施時間
○ その他		

<所見ありの者の場合>

- ⑥ 所見の補足説明
- ⑦ 受診カードの配布
- ⑧ 異常がある場合は、早期に医療機関を受ける旨を伝える

○ その他

	実施の有無	実施時間
○ その他		

<所見なしの者の場合>

- ⑨ 所見が認められなかったことの説明
- ⑩ 受診カードの配布
- ⑪ 異常がある場合は、早期に医療機関を受ける旨を伝える

○ その他

	実施の有無	実施時間
○ その他		

● STEP3 ～禁煙指導～

- ⑫ 喫煙による肺がんリスク上昇の説明

○ その他

	実施の有無	実施時間
○ その他		

保健指導

● STEP4 ～次年度以降の受診勧奨～	実施の有無	実施時間
⑬ 次年度以降の肺がん検診の受診勧奨		
○ その他		

● STEP5 ～その他行政による支援～	実施の有無	実施時間
⑭ 相談場所の案内		
⑮ 利用できる制度の説明		
○ その他		

4 保健指導の実施に関する課題及び取り組み事例

4.1 保健指導充実のための取り組み事例

取り組み事例又は対応できなかった理由
<p>・受診カードとして、各種健康情報が掲載されている市の健康手帳を活用しており、健康手帳に記載された情報を参考として、喫煙と肺がんのリスクするなど、石綿ばく露との関連を説明している。</p> <p>・受診結果の送付時に面談時に渡した受診カードに①今回の結果を記載すること、②医療機関に受診の際は結果を提示すること等の周知を行うとともに、次年度の面談に持参してもらい、保健指導の参考とした。</p>

4.2 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

その他

<フォローアップ>

1 受診カード配布者に対する肺がん検診でのフォローアップ

1.1 実施方法（受診カード配布者の肺がん検診受診の把握）（複数回答可）

- 電話 FAX 郵便 E-mail その他（ ）

郵便

（その他）

1.2 受診カード配布者に対する肺がん検診でのフォローアップに対する課題

課題	取り組み事例
郵送で返信のない人に対しては、確認する方法がない。	特になし

2 要精密検査の方の受診勧奨や結果の把握（複数回答可）

- 電話 FAX 郵便 E-mail その他（ ）

電話
郵便

（その他）

2.1 要精密検査の方の受診勧奨や結果の把握についての課題

課題	取り組み事例
石綿関連疾患以外の要精密検査指示であったので、郵便での通知とともに電話での勧奨にしている。	郵便での通知の前に電話での受診勧奨をしている。

その他

<受診者への支払い方法>

1 肺がん検診の自己負担分の支払い

1.1 支払い方法

償還払い チケット その他 ()

(その他)

本市では、自己負担は発生しない。

1.2 肺がん検診の自己負担分の支払い方法に関する課題

課題	取り組み事例
該当なし	—

2 精密検査の自己負担分の支払い方法

2.1 支払い方法

償還払い チケット その他 ()

(その他)

2.2 精密検査の自己負担分の支払い方法に関する課題

課題	取り組み事例
該当なし	—

エ-① 受診勧奨送付文書

①-1 案内文

北九保保予第19号
平成31年4月10日

石綿健康リスク調査・
石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に
ご協力をいただいた皆様へ

北九州市保健福祉局 保健衛生部
保健予防課長 島田 直子

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」及びアンケートのご協力のお願い

北九州市では、千葉県からの委託事業として、昨年度に引き続き、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施いたします。

つきましては、平成31年度「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の参加意向を伺うため、下記のとおりアンケートを実施いたしますので、ご協力のほどをお願いいたします。なお、今年度は、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の最終年度となります。

記

1 アンケート

同封の「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」アンケートにご記入ください。

【アンケートの目的】

- 調査協力者の皆さんの健康状態等の把握
- 平成31年度の調査協力の意向確認

- ※ 今年度の調査にご参加いただけない方も、ご回答くださるようお願いいたします。
- ※ アンケートで不明な点については、電話でお尋ねする場合があります。
ご参加いただける場合には、後日、石綿健康相談日（問診、保健指導、検診の案内、予約等）の調整をさせていただきます。
- ※ アンケートの集計結果は、個人が特定できない形で公表することがありますので、ご了承ください。

2 返信方法及び期限

同封の返信用封筒に記入したアンケート用紙を入れて、
2019年5月17日（金）までにご返送ください。（切手不要）

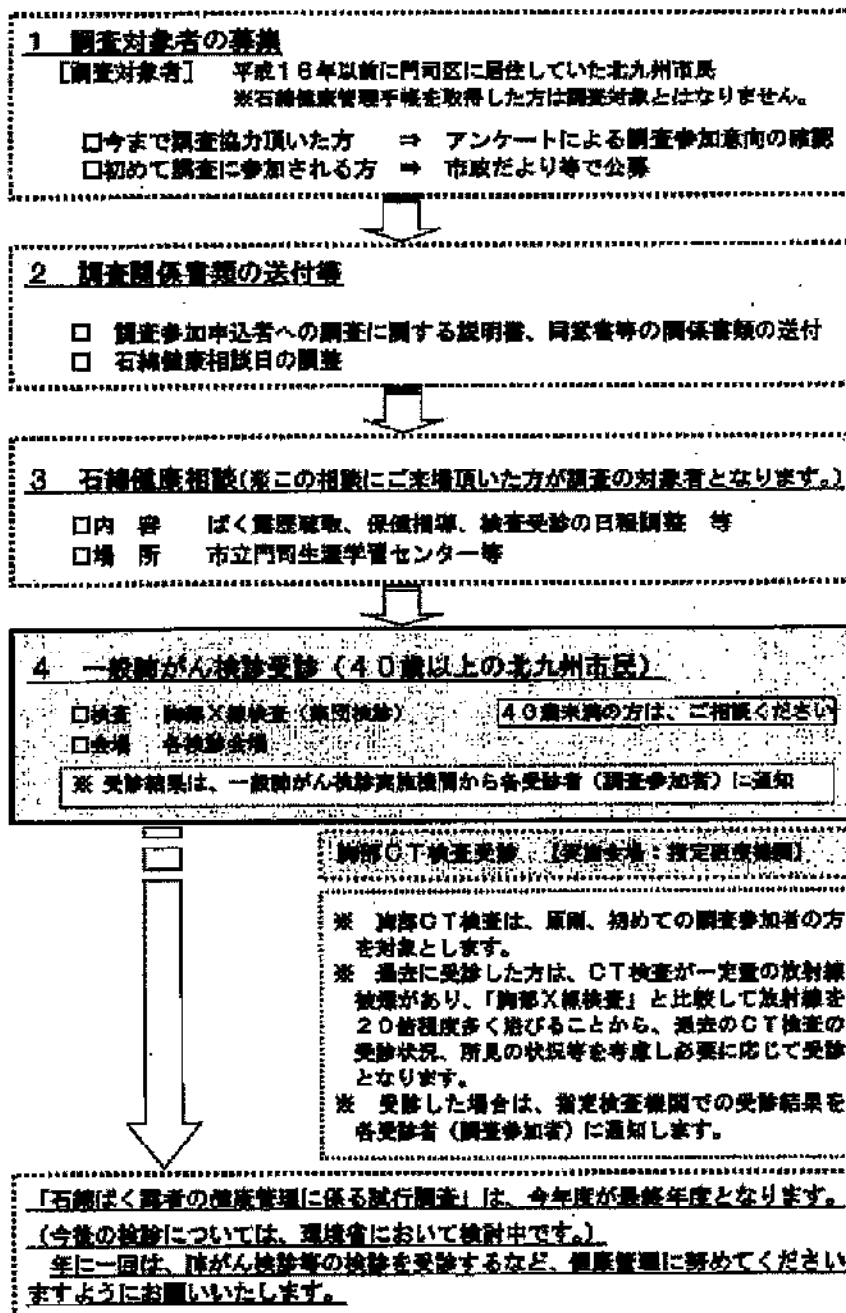
- ※ 今まで参加されていない方（新規参加者）も6月（予定）より募集いたします。
お知り合い等にお知らせくださいますようお願いいたします。

＜問合せ先＞ 〒802-8560
北九州市小倉北区鷹宿一丁目7番1号
北九州市保健福祉局保健衛生部保健予防課
公営保健係 石綿担当：岩本、加茂
TEL：093-522-8071

エー① 受診勧奨送付文書

①-2 調査概要

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の概要図（調査の流れ）



フー① 受診勧奨送付文書

①-3 受診勧奨アンケート(A3)

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」アンケート

[提出期限 2019年5月17日まで]

(日中連絡が取れる電話番号をお知らせします。)

名前 _____ 電話番号 _____
住所 _____

下記の質問について、あてはまる□に×印をつけてください。

1 平成31年度の調査について

調査に参加します

※調査の参加を特選された方には、ごちから電話にて要約いたします。

※ただし、性別によっては調査の対象外となることもありますので、予めご了承ください。

調査に参加しません

(理由)

前回回答がなかったから 自覚症状(異常)が無いから

検診を受けた、または受ける予定である

検診名() 病名()

病気で治療中であるから

忙しくて時間が無いから

石綿健康管理手帳を取付たから

今後の調査にも参加意欲がないから

(今後、参加意欲確認のアンケートの配布はいたしません)

その他()

※受診を希望されない方も、以下の質問にご回答ください。

2 現在、何か症状がありますか。

ある → 肺炎、 せき、 呼吸困難、 胸痛、

その他()

ない

3 過去1年間の間に、他の検診を受診されたことがありますか。

受診している → 検診名 肺がん検診 月別

胸部X線検診 月別

人間ドック 月別

健康診断(匿名調査)

その他(検診名) _____ 月別

受診していない

4 過去、肺の病気のため医療機関で治療を受けていますか。

現在、治療中 → 石綿による肺の病気 (病名 _____)

石綿以外の肺の病気 (病名 _____)

治療していない

5 上記質問で「現在、治療中」に×をされた方にお聞きします。医療機関受診は、次のうちのどのきっかけでしたか。

石綿健康リスク調査または、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

住民検診 職場検診 人間ドック

自覚症状 その他()

6 労働者災害補償保険制度及び石綿健康被害救済制度、石綿健康管理手帳の相談、申請状況等を教えてください。

相談した対象にひらなかつた。

申請した(口限定された) 認定されなかった

制度名 労働者災害補償保険制度

石綿健康被害救済制度

石綿健康管理手帳

いずれも相談・申請していない。

(理由)

質問は以上です。

回答の返信用封筒(グリーン色・切手不要)に入れて、送付してください。

ご協力ありがとうございます。

※この調査に参加されない方については、他の検診等の機会を活用して、定期的に受診し、健康管理に努めて下さるようお願いいたします。

※石綿ばく露作業に従事している、又は従事したことがある労働者の方については、労災補償制度や石綿健康管理手帳制度の対象となる可能性がありますので、福岡労働局労働基準部健康課にご相談ください。

エー② 広報

②-1 募集チラシ(A4)

回覧用

石綿健康相談のご案内

北九州市では「石綿ばく露者の健康増進に係る取組促進」を実施いたします。この調査では、石綿ばく露の不安のある方を対象に、石綿健康相談を行います。ご希望の方は、電話にて申し込みをお願いたします。

- 1 対象者
- 平成16年以前に干潟区に居住歴が認められる市民
 - ご自身またはご家族、石綿を扱う仕事をしてきた方(調査対象者、マスク着用歴に該当しない方を含む)
 - 石綿工場付近に居住・通学していた方

* 過去以下の対象地域の滞在期間に居住していた方をご相談ください。場合によっては、返答が遅ります。

神奈川 昭和作製所 (〒247-0200)

東京 東芝 (株) (〒100-0001)

岡山 五福 (株) (〒700-0001)

兵庫 三井物産 (株) (〒650-0001)

福岡 北九州 (株) (〒810-0001)

大分 大分 (株) (〒870-0001)

熊本 熊本 (株) (〒960-0001)

鹿児島 鹿児島 (株) (〒900-0001)

(注) 石綿に関する労働者出稼施設建設・石綿健康相談施設に該当する方、石綿健康相談手帳をお持ちの方、最新の石綿健康相談の対象である方、石綿健康相談の途中の方は対象外です。

2 石綿健康相談 (会場 市立門司生涯学習センター)

- ① 石綿健康相談 (石綿ばく露者の相談)
- ② 検診内容
 - ・問診
 - ・胸部X線検査
 - ・北九州市の「肺がん検診」(胸部レントゲン)を市民センター等の地域健康センターで受診
 - ・胸部CT検査

* 問診、胸部X線検査等の検査費用は無料です。(胸部レントゲン検査は別途費用がかかります)

3 健康無料

- 4 申込期間 令和元年6月3日(月)～8月30日(金) 平日9時～17時
- 5 申込み先 (問い合わせ先) 北九州市保健福祉局健康増進課健康予防課 公害保健科 (作業部長室 一丁目7番1号) 石綿健康相談専用受付 **522-8071**

詳細もお問い合わせ下さい

1. 石綿 (アスベスト) とは?

- ・天然に産まれる繊維状の鉱物です。
- ・「びびるめん」「いしわた」とも呼ばれています。
- ・繊維が細かく、飛散しやすい物質です。
- ・昭和50年までビル等の建設工事で保土・防音・断熱材などで使われていました。

2. 石綿が原因の病気

石綿は吸い込むことにより、次のような病気の原因になることがわかっています。



これらの病気は、長い期間を経て発症するため、自覚症状の強い方は注意する可能性があります。

3. 石綿の健康被害の危険が高い人

- ・このようなお方に健康被害の危険性が高くなります。
 - ・石綿工場で働いていた人
 - ・石綿工場で集積が働いていた人
 - ・石綿工場の周りに住んでいた人

定期的な検診の要請

本県では、石綿健康相談で石綿ばく露歴が認められた方は、定期的な検診が推奨されています。その際には、健康増進課の呼びかけに応じてお申し込みください。健康増進課の検診費用は無料です。

今回、この調査に参加しない場合も、他の検診等の機会を活用して定期的に受診され、ご自身の健康増進に努めてください。

* この検診調査の結果を公表し、国の石綿 (アスベスト) 問題への取組については、健康増進課のホームページ (<http://www.nvz.go.jp/miz/asbestos/index.html>) で公表されています。

北九州市保健福祉局健康増進課 健康予防課 第110000000

エー② 広報

②-2 ポスター(A2版)

石綿(アスベスト)健康相談(無料)のご案内

(石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査)

北九州市では、平成16年以前に門司区に居住歴のある北九州市民で、石綿ばく露の不安のある方を対象として、石綿健康相談を行います。

石綿健康相談

※ 無料

次のような方は、ご相談ください。

(会場 市立門司生涯学習センター)

ご自身またはご家族が石綿を扱う仕事をしていた。

ご家族が石綿関連の仕事をし、道具や作業着やマスクを持ち帰っていた。など

①保健指導(石綿ばく露歴の聴取等)

②検診内容

・問診

・胸部X線検査(北九州市の「肺がん検診(集団検診)」を受診)

・胸部CT検査(原則、初めての調査参加者の方が対象)

(注) 石綿に関する労災補償・救済制度に該当する方、石綿健康管理手帳をお持ちの方、職場の石綿健康診断の対象である方、石綿関連疾病の治療中の方は対象外です。

本調査では、石綿関連所見(過去に石綿の吸入があったとする医学的な所見)が見受けられる方が、これまでに判明しています。その方には、健康被害へのリスクが高いとされていることから、継続的な経過観察のためにX線検査等を受けていただくよう、お知らせしています。

【石綿と疾病】

石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変質しにくいという特性を持っています。石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、「中皮腫」、「肺がん」、「石綿肺」、「びまん性胸膜肥厚」、「良性石棉肺水」などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。石綿による疾病は、石綿を吸ってから通常に経年累月を経て発症することが大きな特徴です。

通常に以下の対象地域(対象期間)に居住していた方もご相談ください。要項によっては、調査対象となります。

神奈川県	横浜市長見区(平成元年以前)
東京都	大田区(過去に)
埼玉県	さいたま市(昭和57年以前)
岐阜県	羽島市(平成元年以前)
兵庫県	尼崎市(昭和20年～50年)
大阪府	西宮市、芦屋市、加古川市、神戸市、宝塚市(過去に) 大東市、堺市、岸和田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、西内郡豊中町、熊原町、東大塚町、泉南町、国府町、黒崎町、藤原町及び堺町(いずれも平成2年以前)
奈良県	全県(平成元年以前)
滋賀県	長浜市(昭和28年～67年)



□申し込み期間

令和元年6月3日(月)～8月30日(金) 平日9時～17時まで

※申し込み期間を過ぎても受付はできません。



※ この試行調査の結果を含む石綿(アスベスト)健康に関する取組については、連絡者のホームページ(<http://www.aei.go.jp/ai/mbwstone/index.html>)で公表されています。

- エ-③ 参加者宛文書
③-1 新規参加者送付
送付書

様

石綿健康相談（石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査）

にお申込みいただいた方へ

このたびは、石綿健康相談（石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査）へ
お申し込みいただき、ありがとうございました。

この手紙を受け取られましたら、下記のとおり、健康相談を受けていた
だきますようお願いいたします。

記

健康相談を受けていただく際のお願

- 1 「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に関する説明書と同意書の
内容を確認してください。
- 2 「同意書」については、ご理解いただいた項目の口に✓点をつけてくだ
さい。
※会場で、内容や目的等を改めて説明いたしますので、同意の上、ご署名
ください。
- 3 「質問票」に必要事項をご記入ください。（わかる範囲で結構です。）
- 4 予約された健康相談の日にちと時間、場所をご確認ください。
- 5 当日は、「質問票」「同意書」を持って、会場にお越しください。

北九州市保健福祉局保健衛生部保健予防課 公害保健係

石綿担当：松本、加茂

TEL 093-522-8071

エー③ 参加者宛文書

③-1 新規参加者送付
調査説明書

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に関する説明書

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」にお申込みいただき、ありがとうございました。この調査は環境省からの委託を受け、石綿ばく露により健康被害の可能性がある方を対象に実施するものです。

この調査の概要及び同意書をお読みにになり、内容を十分ご理解いただいたうえで、調査にご協力下さいますようお願いいたします。

なお、調査への協力をお断りになられても、何ら不利益を受けることはありません。また、協力に同意された場合でも自由意志でいつでもこれを撤回できます。

1 調査関係書類の送付等

- 調査参加申込者への調査に関する説明書、同意書等の関係書類の送付



2 石綿健康相談(※この相談にご来場頂いた方が調査の対象者となります。)

- 内 容 ばく露履歴聴取、保健指導、検査受診の日程調整 等
- 場 所 市立門司生涯学習センター

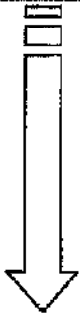


3 一般がん検診受診(※O.T検査は、原則、初めての調査参加者の方を対象とします。)

※受診結果は、一般がん検診実施機関から、各受診者(調査参加者)に通知

※O.T検査受診(※実施機関：指定医療機関)

※O.T検査は、原則、初めての調査参加者の方を対象とします。
 ※過去受診者の方は、O.T検査が一定量の放射線被曝があり、「胸部X線検査」と比較し放射線を20倍程度多く浴びることから、過去のO.T検査の受診状況、所見の状況等を考慮し必要に応じて受診となります。
 ※受診した場合は、指定医療機関での受診結果を各受診者(調査参加者)に通知します。



5 次年度調査への参加

- 調査参加 ⇒ 希望があれば、市から送付される「アンケート」で調査参加の意向を伝える(上記1からの流れになる)。

エ-③ 参加者宛文書

③-1 新規参加者送付
同意書

【石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の同意書】

*ご理解いただいた項目の□に印をつけて下さい。

- 医学的検査自体による放射線被ばくによるリスクがあること
- 各検査でそれぞれ特性により効果やリスクが異なること
- 中皮腫等の石綿関連疾患について、必ずしも早期発見できるとは限らないこと
- 健康管理により、中皮腫等の石綿関連疾患を早期発見できた場合でも、予後の改善や完治につながるとは限らないこと
- 調査への参加は同意者本人の自由意思によるものであること
- 調査への参加に同意した場合は本人の署名をもらうこと
- 調査への参加に同意した場合であっても随時これを撤回できること
- 個人情報北九州市において適正に管理・保管し、独立行政法人環境再生保全機構、環境省またはその委託を受けた者が調査または法令上の措置に必要な範囲で共同利用すること
- 過去に実施した「石綿の健康リスク調査」および「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に参加したものは、その際得られた問診結果や検査結果を使用すること
- 調査結果を公表する場合は、個人が特定できないような形式で公表すること
- 診断の結果、医療が必要となった場合、北九州市が医療機関に診断の状況等を照会し、情報を得ること
- 転居・病気等で調査に参加できず音信不通になった場合、北九州市が居住情報等について、住民基本台帳などの行政が保有する情報を利用し、現況を確認する可能性があること
- 一般肺がん検診の結果及び画像データについて北九州市が検査実施機関に照会し、場合によっては、取り寄せを行うこと
- 一般肺がん検診において、要精密検査の指があった場合は、北九州市に連絡すること
- 要精密検査の結果、医療が必要になった場合、北九州市が診療の状況等を照会し、情報を得ること
- 当調査では診断書の発行は行わないこと
- 今後、調査対象者に対して、健康状況等を確認するための追加調査を実施する可能性があること

北九州市長 様

私は、北九州市が実施する健康管理に係る試行調査の目的を理解するとともに上記の事項について確認の上、調査に協力することに同意します。

令和 年 月 日

氏名 _____

エー③ 参加者宛文書

③-1 新規参加者送付
質問票(初回)①

環境ID

令和元年(平成31年度)
北九州市「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」質問票(初年度版)

フリガナ		生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日	姓 別 旅(漢 姓)	性 別 男・女
氏名					
現住所	〒			〒	
				〒	
※現住所と住民票の住所が異なる場合、下記に記載して下さい。同じ場合は、同じと記載して下さい。					
住民票 住所地					

※以下のあてはまる口に印をつけて、記載してください。

1. この調査を受ける理由を教えてください。(複数チェック可)

石綿取扱工場周辺に居住していたから。

※出生から現在まで実際に住んでいた住所(石綿取扱工場周辺)を記載してください。

居住した時期	住 所 地	備 考
昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月		
昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月		
昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月		
昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月		

自分が石綿を扱う会社に勤務しており、直接石綿を扱う作業を行っていたから。

※チェックされた方は、下記に仕事内容などを記載してください。

従事した時期	企業名・所在地	仕事内容	この期間で石綿を扱っていた と思われる時期
昭和・平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月	㈱(株)〇〇建設 〇〇県〇〇市〇〇町	〇) 石綿吹き付け作業	〇) 〇年〇月迄
昭和・平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月			

直接石綿を扱う作業はしていないが、自分が石綿を扱う会社に勤務していたから。

※チェックされた方は、下記に石綿を扱わない作業を担当していたなどを記載してください。

従事した時期	企業名・所在地	仕事内容	従事期間
昭和・平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月	㈱(株)〇〇建設 〇〇県〇〇市〇〇町	〇) 石綿製袋である〇〇を製造する会社の事務として、〇〇 年勤務していた。	〇) 〇年〇月迄
昭和・平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月			

エー③ 参加者宛文書

③-1 新規参加者送付

質問票(初回)②

家族が石綿を扱う仕事や日曜大工をしていたから。

※チェックされた方は、下記に石綿取り扱う業務に従事した家族の続柄、仕事内容などを記載してください

家族	左記家族との同居期間	家族と同居の場所 会社名・所在地	家族の仕事内容とご本人の関わり	期 間
御 夫	昭和・平成 年 月 - 年 月	〇〇株式会社 〇〇市〇〇区〇〇	〇〇さんが石綿の運搬を搬入を付けた作業に、その作業を監視していた。	〇年間

石綿取扱工場周辺に通学・通園をしていたから。

※チェックされた方は、下記に詳細を教えてください

通学・通園した時期	会社名・学校名	所 在 地	備 考
昭和・平成 年 月 - 年 月	〇〇小学校	北九州門司区〇〇二丁目	
昭和・平成 年 月 - 年 月			
昭和・平成 年 月 - 年 月			
昭和・平成 年 月 - 年 月			

石綿取扱施設や吹き付け石綿のある倉庫等への立入経験があるから。

※チェックされた方は、下記に詳細を教えてください。

その他(他に理由があれば記載してください。)

2. 過去1年以内に、胸部エックス線検査を受けられたことがありますか。

・検査受診 ない ある ⇒ 時期(年 月ごろ)

医療機関名()

・検査結果 異常なし その他()

3. 過去1年以内に、胸部CT検査を受けられたことがありますか。

・検査受診 ない ある ⇒ 時期(年 月ごろ)

医療機関名()

・検査結果 異常なし その他()

エー③ 参加者宛文書

③-1 新規参加者送付
質問票(初回)③

<p>4. 今までに肺の病気にかかったことがありますか。 <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>①「はい」と回答された方へ どのような病気でしたか。 <input type="checkbox"/>肺結核 <input type="checkbox"/>肺がん <input type="checkbox"/>肋膜炎 <input type="checkbox"/>肺炎 <input type="checkbox"/>気管支炎 <input type="checkbox"/>じん肺 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>②いつ頃でしたか。(年 月頃 歳頃)</p>
<p>5. 現在、治療中の肺の病気がありますか。 <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>①病名は何ですか。() 病院名()</p>
<p>6. 現在気になる症状はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/>ある①いつ頃から()</p> <p>②症状は <input type="checkbox"/>発熱、<input type="checkbox"/>咳、<input type="checkbox"/>喀痰 <input type="checkbox"/>呼吸困難(息切れ) <input type="checkbox"/>胸痛 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>③病院受診 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p>
<p>7. たばこを吸っていますか。</p> <p><input type="checkbox"/>現在、毎日吸っている</p> <p>① 1日平均()本 ②()歳から()歳まで 合計()年間喫煙</p> <p><input type="checkbox"/>過去に吸っていた</p> <p>① 1日平均()本 ②()歳から()歳まで 合計()年間喫煙</p> <p><input type="checkbox"/>普段は吸わないが稀に吸うことがある</p> <p>① ひと月に()本 ②()歳から()歳まで 合計()年間喫煙</p> <p><input type="checkbox"/>吸わない</p> <p><input type="checkbox"/>同居者に吸っている者がいる</p>
<p>8. 家族で石綿関連疾患にかかった人はいますか。</p> <p><input type="checkbox"/>いる</p> <p>①誰が()</p> <p>②疾患名 <input type="checkbox"/>中皮腫、<input type="checkbox"/>肺がん、<input type="checkbox"/>石綿肺、<input type="checkbox"/>びまん性胸膜肥厚 <input type="checkbox"/>良性石綿胸水 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>③いつ頃から()</p> <p><input type="checkbox"/>いない</p> <p><input type="checkbox"/>わからない</p>
<p>9. その他石綿ばく露があったと思われる時の周辺環境など わかることがあれば具体的に記入してください。</p>

相談日

予約指定医療機関

担当者

()

- エ-③ 参加者宛文書
③-1 新規参加者送付
会場案内(表)

受付番号 _____

石綿ばく露の健康管理に係る試行調査 健康相談のご案内

日時： _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分 ~
(30~60分程度)

場所： 門司生涯学習センター (旧 門司文化センター)
北九州市門司区茶町3-7
☎093-332-0887

お持ちいただくもの：① 質問票
② 同意書
③ メガネ (必要の方はご持参ください)

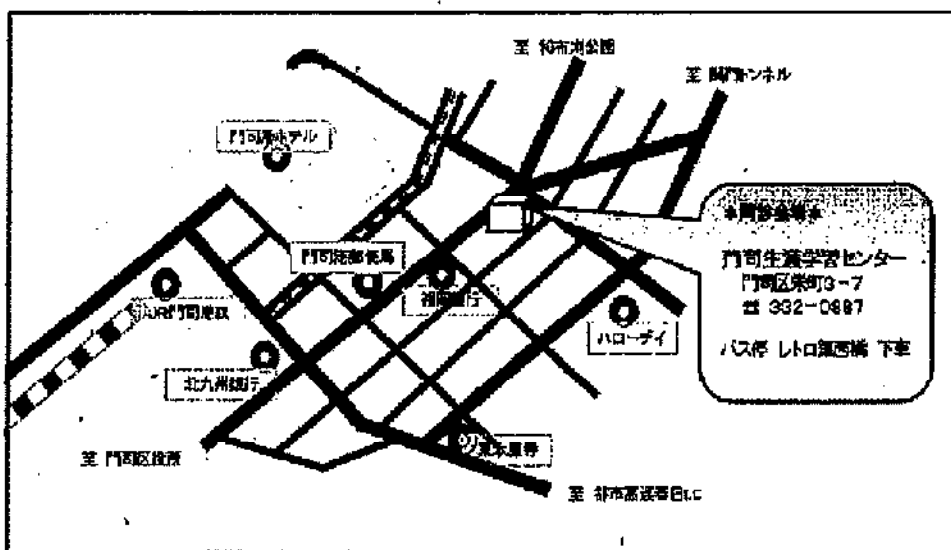
★ 予約日のご都合が悪くなった場合は、
下記にご連絡ください。

問合せ先：北九州市保健福祉局 保健予防課 公害保健係
石綿専用電話：522-8071

エー③ 参加者宛文書

③-1 新規参加者送付
会場案内(裏)

門司生涯学習センター 案内図



※駐車施設がありませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

- エ-③ 参加者宛文書
③-2 2回目以降参加者送付
送付書

様

石綿健康相談（石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査）

にお申込みいただいた方へ

このたびは、石綿健康相談（石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査）へ
お申し込みいただき、ありがとうございました。

この手紙を受け取られましたら、下記のとおり、健康相談を受けていただ
きますようお願いいたします。

記

健康相談を受けていただく際のお願

- 1 「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に関する説明書と同意書の
内容を確認してください。
- 2 「同意書」については、ご理解いただいた項目の口に✓点をつけてくだ
さい。
- 3 当日は、「同意書」を持って、会場にお越しください。
※会場で、内容や目的等を改めて説明いたしますので、同意の上、ご署名
ください。
- 4 また、「健康増進法及び介護保険法に基づく健康手帳」（27年度以降の
面談時に配布）も持参してください。
※会場にて体調など質問させていただきます。

北九州市保健福祉局保健衛生部保健予防課

公害保健係 石綿担当：松本、加茂

TEL 093-522-8071

エー③ 参加者宛文書

③-2 2回目以降参加者送付
調査説明書

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に関する説明書

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」にお申込みいただき、ありがとうございました。この調査は環境省からの委託を受け、石綿ばく露により健康被害の可能性のある方を対象に実施するものです。

この調査の概要及び同意書をお読みになり、内容を十分ご理解いただいたうえで、調査にご協力下さいますようお願いいたします。

なお、調査への協力をお断りになられても、何ら不利益を受けることはありません。また、協力に同意された場合でも自由意志でいつでもこれを撤回できます。

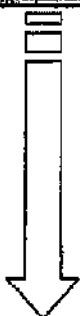
1 調査関係書類の送付等

- 調査参加申込者への調査に関する説明書、同意書等の関係書類の送付



2 石綿健康相談(※この相談にご来場頂いた方が調査の対象者となります。)

- 内 容 ばく露履歴取、保健指導、検査受診の日程調整 等
- 場 所 市立門司生涯学習センター



※胸部CT検査は、原則、初めての調査参加者の方を対象とします。
 ※過去受診者の方は、CT検査が一定量の放射線被曝があり、「胸部X線検査」と比較し放射線を20倍程度多く浴びることから、過去のCT検査の受診状況、所見の状況等を考慮し必要に応じて受診となります。
 ※受診した場合は、指定医療機関での受診結果を各受診者（調査参加者）に通知します。

5 次年度調査への参加

- 調査参加 ⇒ 希望があれば、市から送付される「アンケート」で調査参加の意向を伝える（上記1からの流れになる）。

エー③ 参加者宛文書

③-2 2回目以降参加者送付
同意書

【石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の同意書】

*ご理解いただいた項目の□に印をつけて下さい。

- 医学的検査自体による放射線被ばくによるリスクがあること
- 各検査でそれぞれ特性により効果やリスクが異なること
- 中皮腫等の石綿関連疾患について、必ずしも早期発見できるとは限らないこと
- 健康管理により、中皮腫等の石綿関連疾患を早期発見できた場合でも、予後の改善や完治につながるとは限らないこと
- 調査への参加は同意者本人の自由意思によるものであること
- 調査への参加に同意した場合は本人の署名をもらうこと
- 調査への参加に同意した場合であっても随時これを撤回できること
- 個人情報北九州市において適正に管理・保管し、独立行政法人環境再生保全機構、環境省またはその委託を受けた者が調査または法令上の措置に必要な範囲で共同利用すること
- 過去に実施した「石綿の健康リスク調査」および「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に参加したものは、その際得られた問診結果や検査結果を使用すること
- 調査結果を公表する場合は、個人が特定できないような形式で公表すること
- 既知の結果、医療が必要となった場合、北九州市が医療機関に診断の状況等を照会し、情報を得ること
- 転居・病気等で調査に参加できず音信不通になった場合、北九州市が居住情報等について、住民基本台帳などの行政が保有する情報を利用し、現況を確認する可能性があること
- 一般肺がん検診の結果及び画像データについて北九州市が検査実施機関に照会し、場合によっては、取り寄せを行うこと
- 一般肺がん検診において、要精密検査の指示があった場合は、北九州市に連絡すること
- 要精密検査の結果、医療が必要になった場合、北九州市が診療の状況等を照会し、情報を得ること
- 当調査では診断書の発行は行わないこと
- 今後、調査対象者に対して、健康状況等を確認するための追加調査を実施する可能性があること

北九州市長 様

私は、北九州市が実施する健康管理に係る試行調査の目的を理解するとともに上記の事項について確認の上、調査に協力することに同意します。

令和 年 月 日

氏名 _____

エ-③ 参加者宛文書

③-2 2回目以降参加者送付
会場案内(2回目以降参加者)

受付番号 _____

石綿ばく露の健康管理に係る試行調査 健康相談のご案内

日時： _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分 ~
(30~60分程度)

場所： 門司生涯学習センター (旧 門司文化センター)
北九州市門司区米町3-7
☎093-332-0887

お持ちいただくもの：① 質問票
② 同意書
③ メガネ (必要の方はご持参ください)

★ 予約日のご都合が悪くなった場合は、
下記にご連絡ください。

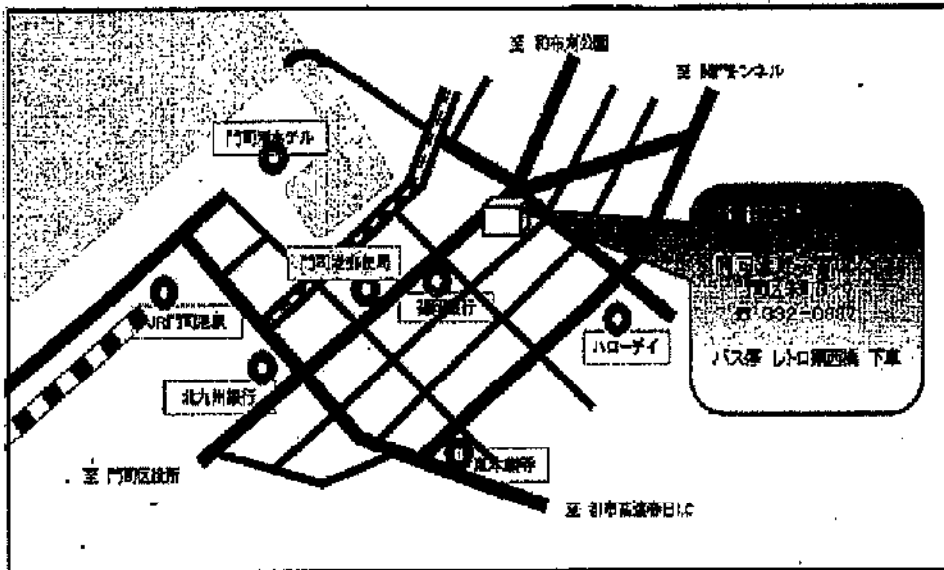
問合せ先：北九州市保健福祉局 保健予防課 公害保健係
石綿専用電話：522-8071

エー③ 参加者宛文書

③-2 2回目以降参加者送付

会場案内(2回目以降参加者)(裏)

門司生涯学習センター 案内図



※駐車施設がありませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

健康増進法及び介護保険法
に基づく健康手帳



エー③ 参加者宛文書

③-3 面談時配布文書

肺がん検診問診票

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査対象者

様式1

質問票 (2回目以降受診者)

[画像データ] ⇒ 必要有・必要無

太枠の中のみ(下の「〇問診事項」も)記入してください。

生年月日 年 月 日生(歳)		撮影No.	
フリガナ	男・女	記事	
氏名			
生年月日	年 月 日生(歳)	撮影条件	KV mA, photo
住所		指示	
〒		医師	
北九州市 区		放射	
電話 ()		技師	
市国保被保険者は〇印			
〇問診事項(あてはまるものを〇で囲んでください)			
1 胸解(肺)の検査でX線写真・CTを撮ってもらったことがありますか。 ある(年) ・ ない			
2 その際の結果は 異常なし・問題なし・経過観察・要精密 要精密の場合、精密検査の結果は 異常なし・肺結核・肺がん・その他() ・ 未受診			
3 今までに肺の病気にかかったことがありますか。 ある ・ ない			
4 3で「ある」と答えた人は、次のどれでしたか。 肺結核・肺がん・肋膜炎・肺炎・気管支炎・じん肺・その他()... () 複数			
5 現在、治療中の肺の病気がありますか ある(病名:) ・ ない			
6 現在、気になる症状はありますか。 ある(咳・痰・血痰・呼吸困難(息切れ)・その他()) - ない			
7 次のようなもの取り扱う仕事に従事したことがありますか。 放射線、鉱山(石炭、金鉱)、石綿、六価クロム、コールドール、塗装 ある 約()年従事 ・ ない			
8 石綿検診を受診していますか。 はい ・ いいえ			
9 タバコを現在吸っていますか。 はい ・ いいえ			
10 9で「いいえ」と答えた人は以前吸っていましたか。 はい ・ いいえ			
11 9, 10で「はい」と答えた人について、〇内に記入し、種類を〇で囲んで下さい。 1日()本、()歳から()歳まで合計()年間 紙、巻き、パイプ、電子タバコ、その他() (女性の方のみお答えください)			
12 現在妊娠している、または妊娠の可能性はありますか。 はい ・ いいえ			

- エー③ 参加者宛文書
- ③-3 面談時配布文書
- 受診カード(健康手帳)

健康増進法及び介護保険法に基づく
健康手帳



スマツキー
(北九州市健康イメージキャラクター)

氏名

石綿ばく露の健康増進に係る
実行調査参加者

毎年肺がん検診を受診しましょう

アスベストを吸入した可能性がありますので
継続して検診を受診しましょう。
※など病になる日異症状がある場合は
医療機関の受診をお勧めします。

医療機関へのお願い

アスベストにばく露した可能性があり、
石綿ばく露の健康増進に係る実行調査に
参加されています。

問合せ先
北九州市健康増進課予防課
石綿ばく露者の健康管理に係る実行調査
TEL: 093-833-8071 FAX: 093-833-8778

(4)がん検診の記録

胃がん検診

受診年月日	年月日	年月日
別	精検不要・要精検	精検不要・要精検
実施機関名		

受診年月日	年月日	年月日
受診機関名		

肺がん検診

受診年月日	年月日	年月日
別	精検不要・要精検	精検不要・要精検
実施機関名		

受診年月日	年月日	年月日
受診機関名		

(注) 前年度検診の結果、精検必要のない場合は精検不要とする。

大腸がん検診

受診年月日	年月日	年月日
別	精検不要・要精検	精検不要・要精検
実施機関名		

受診年月日	年月日	年月日
受診機関名		

※この記録は、本人又は家族が記入してください。

肺がん検診の記録

年月日	年月日	年月日
精検不要・要精検	精検不要・要精検	精検不要・要精検

年月日	年月日	年月日

年月日	年月日	年月日
精検不要・要精検	精検不要・要精検	精検不要・要精検

年月日	年月日	年月日

年月日	年月日	年月日
精検不要・要精検	精検不要・要精検	精検不要・要精検

年月日	年月日	年月日

※記入の仕方がわからないときは、医師館によく聞いて記入すること又は医師館に記入してもらって下さい。

エ-③ 参加者宛文書

③-3 面談時配布

肺がん検診のご案内

受付番号 _____

石綿ばく露の健康管理に係る試行調査 肺がん検診のご案内

お持ちいただくもの

- ▷ エックス線受診票（照射録）：本日記入して
いただいたもの
- ▷ 住所・年齢が確認できるもの：健康保険証、
運転免許証など

** 特定健診を受けられる方 **

（国民健康保険加入の40～74歳の方）

- ▷ 国民健康保険証
- ▷ 特定健診受診券

日時： _____ 月 _____ 日 _____ ~ _____

場所： _____

※集団検診です。

予約ではありませんので、待ち時間が発生することが
あります。ご了承ください。

問合せ先：北九州市保健福祉局 保健予防課 公害保健係

T E L：石綿専用 522-8071

エー③ 参加者宛文書

③-3 面談時配布

胸 CT 検査のご案内

北九州市立門司病院での 胸部CT検査のご案内

様の予約 月 日()

受付時間 時 分

受診上の注意

1. 予約日の食事はいつもどおりで結構です
2. 着脱しやすい服装で受診してください
3. 少し早めに到着するようにしてください

持参するもの

1. 質問票(コピー)
2. 受診券・画像所見報告書
3. 保険証
4. かかりつけの方は、診察券

北九州市立門司病院
門司区南本町3番1号
TEL:093-381-3581

問合せ先:北九州市保健福祉局保健衛生部保健予防課 公営保健係

TEL:522-8071

エー③ 参加者宛文書

③-3 面談時配布

読影チェックシート(検診病院へ持参)

石橋ばく煙の健康増進に係る執行調査・面談読影報告書
(読影 X 線・CT 読影子チェックシート)

医師名	氏名	性別	年齢	職種	読影日	読影時間	読影場所	読影機	読影条件	読影結果	読影者	読影時間	読影場所	読影機	読影条件	読影結果	読影者
読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機
読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機
読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機	読影機

※裏面にも記入して下さい。

検査申込	1 異常なし 2 経過観察 3 要検査 4 要治療
検査内容	① 中段腹又は前からの採りあり ② 石橋ばく煙に関する所見が有り ③ 石橋ばく煙に関する所見なし ④ 石橋ばく煙に関する所見は有り ⑤ 石橋ばく煙に関する所見・他の所見も有し
今後の対応	① 早めに経過観察→受診 ② 当面、治療の必要はないが、定期的な経過観察が必要(月) ③ 転診が必要なし
備考	医師は、検査結果を基に、適切な治療法を提案いたします。

上のとおり、報告します。 令和 年 月 日
 読影機名
 読影者名
 (担当医師名)

エー③ 参加者宛文書

③-3 面談時配布

各種リーフレット

その病気、その症状は

アスベスト 石綿が原因 かもしれません

ご家族に、肺がんや中皮腫などで亡くられた方はいませんか？

息切れ、胸が苦しいなどの症状が出ていませんか？

石綿による病気が疑われる場合は、各種給付を受けられることがあります。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- ◆お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- ◆独立行政法人 環境衛生保全機構 (ERCA)



◆ 各制度の概要（一覧）			
	労災補償給付	労務支援給付金	労務給付
支給対象者	労災認定された労災患者の 労働者（遺族） 労働者本人の遺族	労務支援給付金の支給対象者は、労務支援給付金の対象となる労働者（労働者本人またはその遺族）と、労務支援給付金の対象となる労働者の遺族（労務支援給付金の対象となる労働者の遺族）とを指します。	労務給付の対象となる労働者（労働者本人またはその遺族）と、労務給付の対象となる労働者の遺族（労務給付の対象となる労働者の遺族）とを指します。
労務内容	労務給付 労務給付金の支給 労務給付金の支給 労務給付金の支給	労務支援給付金の支給 労務支援給付金の支給 労務支援給付金の支給	労務給付金の支給 労務給付金の支給 労務給付金の支給
労務給付	労務給付金の支給 労務給付金の支給 労務給付金の支給	労務支援給付金の支給 労務支援給付金の支給 労務支援給付金の支給	労務給付金の支給 労務給付金の支給 労務給付金の支給
労務給付	労務給付金の支給 労務給付金の支給 労務給付金の支給	労務支援給付金の支給 労務支援給付金の支給 労務支援給付金の支給	労務給付金の支給 労務給付金の支給 労務給付金の支給

※労務給付金の支給には、労働基準法第67条の2第1項第2号の規定に基づき、労務給付金の支給対象となる労働者（労働者本人またはその遺族）と、労務給付金の支給対象となる労働者の遺族（労務給付金の対象となる労働者の遺族）とを指します。

◆ 石綿(アスベスト)による疾病

石綿は、極めて微細な繊維で、肺や胸膜などに蓄積し、次第に気管支炎や肺がんなどの病気を引き起こします。また、吸入された石綿は、全身に広がり、様々な臓器に蓄積して病気を引き起こすことがあります。

このため、石綿の暴露歴に合った労務給付金や労務支援給付金(労務給付金)の支給が、労務給付の対象となる労働者には、労務給付金の支給が認められています。

また、労務給付金の支給を受ける労働者は、労務給付金の支給を受けることにより、労務給付金の支給を受けることができます。

石綿を扱うことにより発生する労働者は、労務給付金の支給を受けることができます。

石綿による疾病は、労務給付金の支給を受けることができます。

◆ 石綿が原因で病気になる場合の補償・救済制度

労務給付金の支給を受ける労働者は、労務給付金の支給を受けることができます。

労務給付金の支給を受ける労働者は、労務給付金の支給を受けることができます。

労務給付金の支給を受ける労働者は、労務給付金の支給を受けることができます。

労務給付金の支給を受ける労働者は、労務給付金の支給を受けることができます。

◆ お問い合わせ先一覧

労務給付金・特別遺族給付金(労務給付金)の申請先

【労務給付金】 <http://www.mhlw.go.jp>

都道府県	支庁	電話番号	支庁	電話番号
北海道	札幌支庁	011-242-2111	釧路支庁	0155-222-2111
北海道	帯広支庁	0152-222-2111	十勝支庁	0154-222-2111
北海道	網走支庁	0192-222-2111	釧路支庁	0155-222-2111
北海道	紋別支庁	0167-222-2111	釧路支庁	0155-222-2111
北海道	室蘭支庁	0142-222-2111	釧路支庁	0155-222-2111
北海道	紋別支庁	0167-222-2111	釧路支庁	0155-222-2111
北海道	室蘭支庁	0142-222-2111	釧路支庁	0155-222-2111
北海道	紋別支庁	0167-222-2111	釧路支庁	0155-222-2111
北海道	室蘭支庁	0142-222-2111	釧路支庁	0155-222-2111

【労務給付金】 <http://www.mhlw.go.jp>

【特別遺族給付金(労務給付金)】 <http://www.mhlw.go.jp>

【労務給付金】 <http://www.mhlw.go.jp>

【特別遺族給付金(労務給付金)】 <http://www.mhlw.go.jp>

【労務給付金】 <http://www.mhlw.go.jp>

【特別遺族給付金(労務給付金)】 <http://www.mhlw.go.jp>

エ-③ 参加者宛文書

③-3 面談時配布

各種リーフレット

石綿健康管理手帳の 交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した健康被害を防止し、健康被害を軽減する目的で、石綿業務の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。これにより、石綿を取り扱う業務（石綿業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の可能性がある方も健康被害を軽減するための対象となります。

なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。



健康管理手帳とは

石綿業務に従事していた方については、発がんや中絶などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの被害については、石綿にさらされてから発症までの期間が長くなり、発症後に発症することが多いため、健康被害を軽減するため、健康被害を軽減するための健康管理手帳の交付が行われます。指定された業務に従事した期間に、健康診断を9ヶ月に1回、雇用されていることが必要です。

なお、事業者が健康診断に対して実施する費用は、事業者の負担です。

※健康被害を軽減するための対象となる業務は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

厚生労働省・健康被害対策課・労働安全衛生課
平成21年3月

申請にあたっての注意事項

- 健康被害手帳交付申請書、申請書本人が記載した業務歴、事業者の識別番号、申請者の印立書、労働者の証明書については規定の様式を使用してください。
- 必領に応じて、申請者、事業者、労働者の方への給付取り回しが行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報は、健康診断の実施を通知するため、労働者側にもより健康診断を受ける際の連絡へ提供される場合がありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真も除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なものはこちらのリストを必ずご確認ください。
- 健康被害手帳の交付については厚生労働省（厚生労働省又は労働安全衛生局）に申請する必要があります。

●健康被害手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による発がん（注）を発症し、労災請求した場合には、労災認定申請書に石綿ばく露作業歴を記載の上、健康診断に基づいて発症との関係に該当するかどうかを判断することとなります。

●なお、労災請求については厚労省の労働安全衛生局にお問い合わせください。

(注) 石綿による発がん：肺癌、悪性中皮腫、悪性石綿肺病、びまん性肺線維症

対象となる業務とは

以下の健康診断の対象が、今回新たに対象として追加されました。

石綿（これに含まれる繊維状のシリケートを指して含有する繊維状の他の繊維を含む。）の採掘又は採掘の準備（掘削機等）及び採掘した石綿の運搬又は処理に関する業務（掘削機等）が対象です。健康診断の対象としては以下のような業務が該当します。

- 採掘・掘削機等の操作に当たって石綿を取り扱う作業
- 石綿の搬入作業
- 石綿採取機等の保守又は修理に当たって用いられている掘削機等の操作作業
- 石綿採取機の保守作業における作業

【周辺業務】の対象とは？

石綿の採掘又は掘削機（掘削機等）に伴い発生した石綿ばく露による健康被害を防止するため、掘削機等の採掘又は掘削機等による健康被害を軽減するための石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の採掘にばく露したおそれがある方が対象となります。なお、掘削機等に就業していた際に、石綿によるばく露の健康被害を発生された方は、対象となります。

健康管理手帳の交付要件と交付

次のいずれかの要件に該当する場合、健康被害手帳が交付されます。

- (1) 労働者に石綿による健康被害があり、又は石綿による健康被害があること。（健康被害及び健康被害のおそれ）
- (2) 下記の条件に1年以上経過している場合。ただし、初めて石綿の採掘にばく露した場合は10年以上経過していること。（健康診断のおおげ）

- 石綿の採掘作業
- 石綿が使用されている掘削機、掘削機等での採掘、掘削機等が採掘する作業
- 石綿の採掘に当たって石綿を取り扱った掘削機、掘削機等の保守、掘削機等の作業

- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に1年以上従事していた方。（健康診断のおおげ）

(注：重要事項)

- ① 発症者は、石綿作業に就業して発症してからの期間に限り、申請することができます。
- ② 交付要件の(2)、(3) 発症の発症期間の発症期間については、(2)の発症期間の発症期間に達し、(3)の発症期間の発症期間に達し、合計が120ヶ月以上の場合は、手帳を交付することができます。

(例) (2)に6ヶ月間、(3)に6ヶ月間を例として計算
→(6ヶ月×10)+6ヶ月(72ヶ月)=132ヶ月≧120ヶ月
→手帳を交付することができます。

申請につきましては、下記の厚生労働省ホームページを参照ください。

- 「石綿にさらされる作業に従事していたのか？」と確認されている方へ
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/singi/seisan/saiban/2/index.html>)
- 「石綿にさらされる健康被害手帳」の交付について
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/singi/seisan/saiban/2/index.html>)
- 石綿採取機及び掘削機等の健康診断の見直しに関するQ&A
(http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/singi/seisan/saiban/2/qanda/0401_1.html)

申請に必要なもの

健康診断に従事する労働者の健康被害を軽減する目的で健康診断、健康診断の申請書の提出が健康診断の申請書の提出に必要です。労働者による健康診断、交付要件に該当する場合は健康診断の交付となります。

- ① 健康被害手帳交付申請書
- ② 申請者本人が提出した申請書
- ③ 労働者本人が提出した健康診断書
- ④ 石綿業務（掘削機及び掘削機等）に従事していたこと及び健康診断について記載された健康診断書の写本
- ⑤ 健康診断の結果が採掘機等による健康被害、または採掘機等による健康被害に該当する場合は、労働者に就業していたこと及び健康診断について記載された健康診断書の写本
- ⑥ 事業者の健康診断、健康診断の結果にも記載された健康診断書、又は採掘機等による健康被害、健康診断の結果にも記載された健康診断書の本人への健康診断書、健康診断の結果にも記載された健康診断書の本人への健康診断書、健康診断の結果にも記載された健康診断書の本人への健康診断書
- ⑦ 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、US波検査結果等も提出してください。

エー③ 参加者宛文書

③-3 面談時配布

各種リーフレット

石綿(アスベスト)工場の 元労働者やその遺族の方々に対する 和解手続による賠償金 のお支払いについて

1 大規模なアスベスト訴訟について

大規模なアスベスト訴訟は、大阪府東区・東淀川区の石綿(アスベスト)工場の元労働者やその遺族の方々などが、石綿による健康被害を受けたのは、国が賠償責任を適切に行っていないためであるとして、損害賠償を求めた訴訟です。

この訴訟については、平成26年10月9日の最高裁判決において、昭和33年5月28日から昭和46年4月28日までの間、国が賠償責任を履行して石綿工場の雇われ労働者の健康を維持しなかったことが、国家賠償法の適用上、違法であると判断されました。

2 今後のアスベスト訴訟における和解について

石綿(アスベスト)工場の元労働者やその遺族の方々が、国に対して賠償を求め、一定の条件を満たすことが認められた場合には、国は、訴訟の中で和解手続を始め、損害賠償金を支払います。

(1) 和解の要件は、次のとおりです。

- ① 昭和33年5月28日から昭和46年4月28日までの間に、雇用関係期間を設けずば石綿工場において、石綿粉じんをばらばらする作業に従事したこと。雇用関係や石綿健康被害訴訟による慰労金を受けたり受けていないこと。上記2期間内の労働者として石綿粉じんをばらばらする作業に従事しなかったこと。
- ② その期間、石綿による一定の健康被害を受けたこと。
※健康被害(一定の健康被害)とは、石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性肺疾患などをいいます。
- ③ 国庫の納付が労働健康被害の発生月であること。
※発生月であることがない限り、国庫の納付年度である労働士を出ておられます。

詳細はこちらをご覧ください。

厚生労働省・労働政策研究振興会・労働基準監督署

石綿工場の元労働者やその遺族の方々に対する和解手続による賠償金のお支払いについて

(2) 訴訟においては、国庫(1)の要件を満たすことについて、日本労働組合総連合会(総連)の「健康被害訴訟訴訟支援」、労働政策研究振興会の「じん肺健康被害訴訟支援助成」、労働基準監督署風評の「労働健康被害訴訟支援助成」、国庫の発行する「訴訟費」などの国庫によって補填できることを条件として、和解手続を始めることとなります。

3 和解によりお支払いする賠償金について

- (1) 和解により国がお支払いする賠償金の額は、健康被害の状況によって異なります。
- (2) また、最高裁判決では、国による賠償額は、賠償基準額の2分の1を上限とする上限額が決められました。
- (3) このため、和解により国がお支払いする賠償金の額については、国庫の納付や訴訟に支払った賠償基準額の2分の1を上限として、算出を行います。

4 お問い合わせ先

詳細については、最寄りの法テラスや弁護士会などにご相談ください。

※法テラスとは、国庫が支援している無料の上級国民生活支援センターで、国庫からの訴訟費用の貸付や、生活困窮者に対する法律相談の無料サービスを受けることができます。

※最寄り法テラスや弁護士会、各機関のホームページからお問い合わせください。

法テラス
 ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>
 電話 0570-078374 (平日9:00～21:00 土日9:00～17:00)
日本労働組合総連合会
 ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>

エー③ 参加者宛文書

③-4 検診終了後送付
結果通知文

〒

北九保保字第 号
令和元年 月 日

様

北九州市保健福祉局保健衛生部保健予防課

北九州市石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査
検査結果通知書

先日受診されました石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の結果については、下記のとおりとなりましたので通知いたします。

1 検査結果

・石綿ばく露に関する所見は認められませんでした。他の所見が認められました。

【認められた所見】

- ・左上葉に4mmの小さなすりガラス影あり。2017年と比較して著変なし。
- ・右肺下葉の気管支拡張を伴う索状影あり。

2 今後のお取り扱いいただく対応

・特に必要ありません。

【医師コメント】

左上葉にすりガラス影を認めるが、2年間の経過で増大を認めていないことから、定期的な画像経過観察は不要と考えられる。

3 その他

- ・何かお体に異常を感じた場合は、すみやかに医療機関を受診されますようお願いいたします（医療費は自己負担）。
- ・石綿健康相談（面談）時に配布いたしました（既にお持ちの）健康増進法及び介護保険法に基づく健康手帳の肺がん検診の欄・精密検査の欄（1,2ページ）を活用し今回の受診結果をご記入いただいて今後の健康管理に役立ててください。

【問合せ先】

北九州市保健福祉局保健衛生部保健予防課
公営保健係(石綿担当) 松本、加茂
電話:093-522-8071 FAX:093-522-8775

エー③ 参加者宛文書

③-4 検診終了後送付

肺がん検診のみの受診された方への送付文

令和元年11月25日

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に参加された皆様へ

令和元年度「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」にご参加いただきありがとうございました。

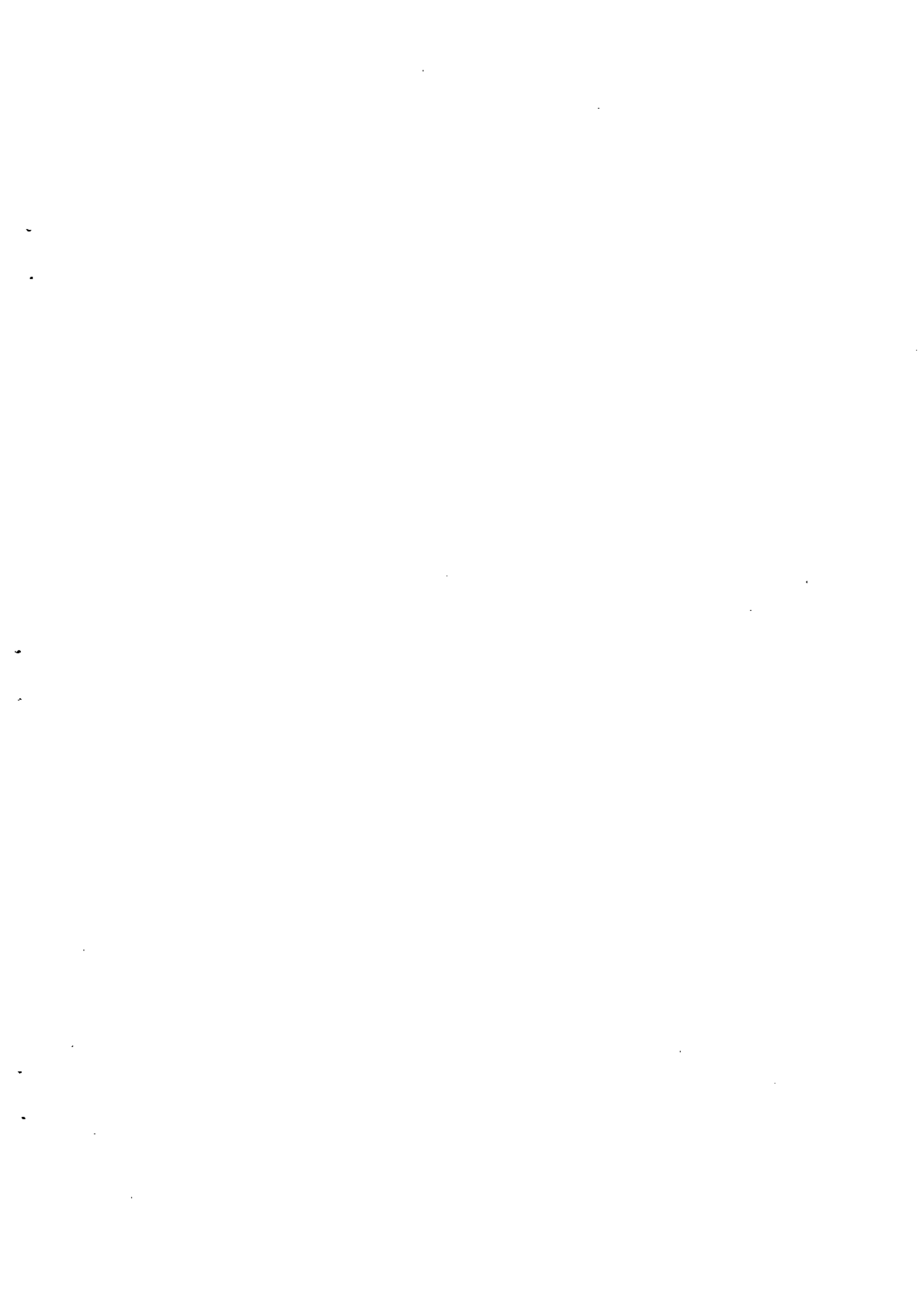
_____様におかれましては、肺がん検診（胸部X線検査）受診において、「異常所見なし」との結果通知が送付されたことと思います。

石綿健康相談（面談）時に配布いたしました（既にお持ちの）健康増進法および介護保険法に基づく健康手帳の肺がん検診の欄（12ページ）に、今回の受診結果をご記入いただき、今後の健康管理にお役立てください。また、年に一度は必ず検診を受けられますようお願いいたします。

今後も体調に十分注意され、何か症状がありましたら、お近くの医療機関をすみやかに受診してください。

【問合せ先】

北九州市保健福祉局保健衛生部保健予防課
公営保健係（石綿担当）
TEL: 093-522-8071 FAX 093-522-8775



令和元年度環境省委託業務報告書

令和元年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（北九州市）委託業務

令和2年3月31日

発注者 環境省大臣官房

環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室

TEL : 03-3581-3351 (内線 6387)

FAX : 03-5510-0122

E-mail ISHIWATA@env.go.jp

受託者 住所 福岡県北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号

名称 北九州市保健福祉局保健衛生部保健予防課